

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成22年1月5日提出
【発行者名】	クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 青野 晴延
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	梅本 賢一
【電話番号】	03-3593-5917
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	条件付運用型ファンド二段構え2010-2
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	上限50億円
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

条件付運用型ファンド二段構え2010-2

ただし、愛称として「二段構え3」または「にだんがまえ3」という名称を用いることがあります（以下「当ファンド」または「ファンド」といいます）。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

単位型証券投資信託の受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。委託者であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行（売出）価額の総額】

50億円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1口当たり10,000円とします。

(5)【申込手数料】

申込手数料は、申込口数に1口当たり162.75円（税抜155円）を上限として販売会社が定める額を乗じて得た金額となります。

申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額は、申込金額（10,000円×申込口数）の中に含まれております。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、委託会社のインターネットホームページ（<http://www.caam.co.jp>）でも販売会社のお申込手数料等がご覧いただけます。

(6)【申込単位】

10口以上10口単位

(7)【申込期間】

平成22年1月21日（木）から平成22年2月17日（水）まで

(8)【申込取扱場所】

静銀ティーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号
---------------	------------------

前記の取扱金融機関を、以下「販売会社」といいます。一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問い合わせください。

販売会社と販売会社以外の金融機関が取次業務に関する契約を結び、当該金融機関が申込の取次ぎを行う場合があります。

(9)【払込期日】

お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。申込期間にかかる発行価額の総額は、販売会社によって、設定日（平成22年2月18日（木））に、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」といいます）の指定する口座を経由して、三菱UFJ信託銀行株式会社（以下「受託者」または「受託会社」といいます）の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込金額はお申込みの販売会社にお支払いください。販売会社については、前記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は、下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

(12)【その他】**① 申込の方法**

受益権の取得申込に際しては、販売会社の営業時間内において、販売会社所定の方法でお申込みください。

② 日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

③ 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法及び上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

④ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、主として日経平均株価の水準によって償還価格及び償還時期が決定される性格を持つ債券に投資することにより、定期的な収益分配の確保と、一定条件のもとで信託財産の確保を目指した運用を行います。

<当ファンドの特徴>

「二段構え3」は毎年2回の分配金をお支払いし、一定の条件のもとで償還時の元本を確保する、条件付運用型ファンドです。

上段：日経平均株価が上昇しない場合、条件付で元本を確保して満期償還となります。

5年間で合計約1,000円（1口当たり／税引前）の分配金をお支払いします。

下段：日経平均株価が上昇し条件を満たした場合、元本確保＋（プラス）アルファで繰上償還します。

1. 原則として、毎年2回分配金をお支払いします。

- ・ 毎年2回合計約200円^{※1}の分配金^{※2}をお支払いします。
- ・ 分配金額は、日経平均株価の推移や金利、為替レートの変動によって変わることはありません。
- ・ 分配金は、原則として毎年8月10日及び2月10日の決算日^{※3}から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
- ・ 満期償還時の分配金相当額（約100円^{※2}）は、満期償還価額の一部としてお支払いします。
- ・ お申込みにあたっては、お申込手数料等がかかります。お申込手数料率については、「第二部ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1)申込手数料」をご参照ください。

^{※1} 半年毎に約100円 ^{※2} 1口当たり/税引前 ^{※3} 休日の場合は翌営業日。

2. 満期償還時には、条件付で元本確保^{※4}となります。

ケース1) 元本確保判定期間^{※5}における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス50%（元本確保レベル）以下に下落しない場合、元本確保^{※4}プラス分配金相当額約100円^{※6}（約10,100円^{※6}）で償還します。

ケース2) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でもマイナス50%以下に下落した場合には、元本確保機能はなくなります。スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の水準によって償還価額が決定します。

日経平均株価の変化率と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額約100円^{※6}で償還します。ただし、上限価額は約10,100円^{※6}となります。

^{※4} 1口当たり約10,000円。お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

^{※5} 信託期間約5年のうち、最後の約5ヵ月（平成26年8月12日（火）から平成27年1月16日（金））の期間です。

^{※6} 1口当たり/税引前

3. 判定日の日経平均株価終値の水準次第では、元本確保^{※7}プラスアルファで繰上償還^{※8}します。設定後約1年後以降年4回、繰上償還の判定があります。

- ・ 信託期間は、当初約5年ですが、設定後約1年後以降年4回（毎年2月10日、5月10日、8月10日及び11月10日）の「判定日」^{※9}の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して「償還基準レベル」以上の場合には、原則として約10,200円（1口当たり/税引前）で繰上償還になります。
- ・ 繰上償還となった場合には、各判定日から1ヵ月後（3月10日、6月10日、9月10日及び12月10日）を繰上償還日^{※9}とします。原則として繰上償還日の翌営業日から償還金をお支払いします。

^{※7} 1口当たり約10,000円。お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

^{※8} 繰上償還とは当初予定していた信託期間が短縮されて、ファンドが償還されることをいいます。当ファンドの場合、信託期間は最短約1年1ヵ月、最長約5年となります。

^{※9} 休日の場合は翌営業日。

当ファンドの運用指図の権限はアムンディ インベストメント・ソリューションズに委託します。

信託金の限度額は、50億円です。



〔ファンドの商品分類〕

当ファンドは、単位型/国内/株式/特殊型（条件付運用型）に属しています。

○商品分類表

単位型／追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	補足分類
単位型 追加型	国内	株式 債券 不動産投信 その他資産（ ）	インデックス型
	海外 内外	資産複合（ ）	特殊型

○属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ブル・ベア型
債券 一般 公債 社債	年2回	日本	条件付運用型
その他債券※ クレジット 属性（ ）	年4回	北米	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型
不動産投信 その他資産（ ）	年6回（隔月）	欧州	
資産複合 資産配分固定型 資産配分変更型	年12回（毎月）	アジア	その他（ ）
	日々	オセアニア	
	その他（ ）	中南米	
		アフリカ	
		中近東（中東）	
		エマージング	

（注）当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。

○商品分類の定義

・単位型／追加型

「単位型投信」・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。

・投資対象地域

「国内」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産（収益の源泉）

「株式」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・補足分類

「特殊型」・・・目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

○属性区分の定義

・投資対象資産

「債券（その他債券）」・・・目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

・決算頻度

「年2回」・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域

「日本」・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・特殊型

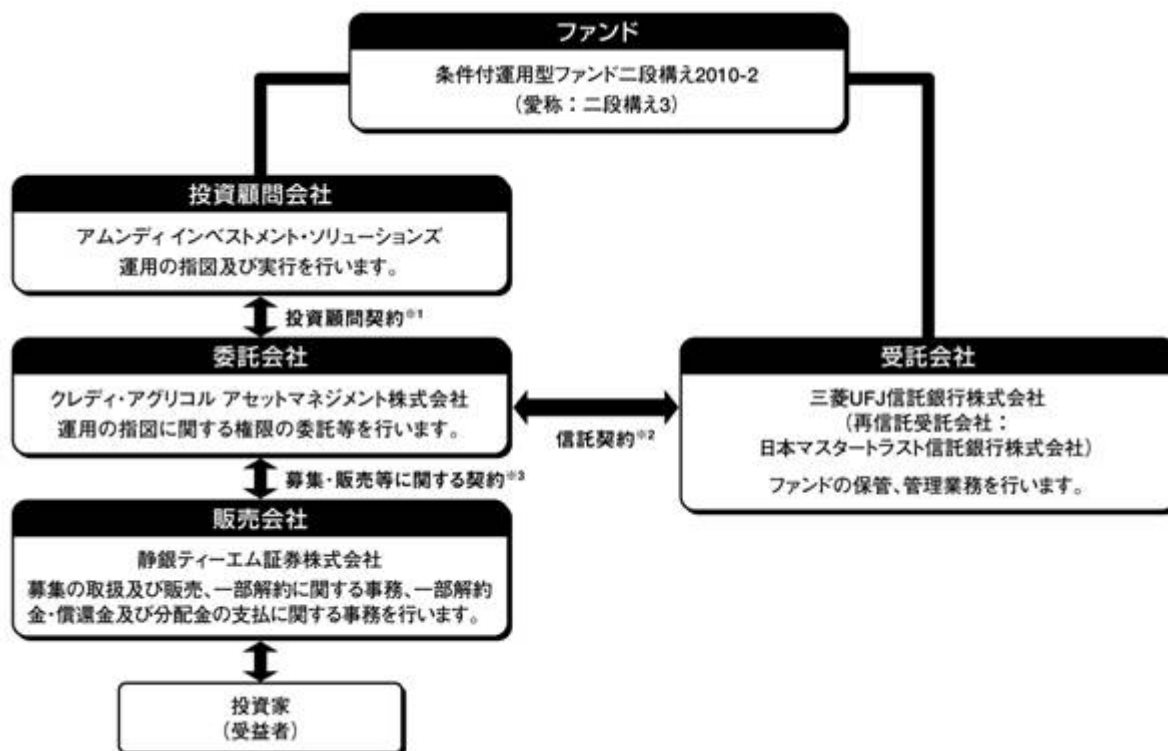
「条件付運用型」・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資又はその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。

※ 当ファンドは、主として日経平均株価の水準によって償還価格等が決定される債券に投資するため、「属性区分における投資対象資産」は「債券（その他債券）」となり、「商品分類における投資対象資産（収益の源泉）」である「株式」とは分類が異なります。

*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

(2) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



※1 投資顧問契約

委託会社と投資顧問会社との間において「投資顧問契約」を締結しており、委託会社が投資顧問会社へ運用指図権限を委託

するにあたり、委託する業務の内容等を規定しています。

※2 信託契約

委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※3 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間で締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

② 委託会社の概況

1) 委託会社の資本金

3億円（本書提出日現在）

2) 委託会社の沿革

昭和61年7月1日	「インドスエズ・アセット・マネージメント・ジャパン・リミテッド」設立
昭和63年6月8日	証券投資顧問業の登録
平成元年1月31日	投資一任契約にかかる業務の認可
平成2年7月20日	「インドスエズ・ガートモア・アセット・マネージメント株式会社」に商号変更
平成6年9月20日	「インドスエズ・ガートモア投資顧問株式会社」に商号変更
平成7年10月2日	「インドスエズ投資顧問株式会社」に商号変更
平成9年9月1日	「インドカム投資顧問株式会社」に商号変更
平成10年9月30日	「インドカム・アセット・マネージメント投信株式会社」に商号変更
平成10年11月24日	証券投資信託委託業の免許取得
平成13年4月25日	「クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社」に商号変更
平成19年9月30日	投資運用業、投資助言・代理業及び第二種金融商品取引業の登録

3) 大株主の状況

（本書提出日現在）

氏名又は名称	住所	所有株数	所有比率
アムンディ	フランス共和国 パリ市 パスツール大通り 90番地 75015	43,200株	100%

* アムンディは2010年1月1日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーとソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM）が統合し発足しました（持株比率はクレディ・アグリコル エス・エーが75%、ソシエテ ジェネラルが25%）。

4) 現況

《クレディ・アグリコル・グループ概要》

クレディ・アグリコル・グループは、1894年に設立された、フランス最大級のリテールバンク、クレディ・アグリコル エス・エーを中核とする金融グループです。

クレディ・アグリコル エス・エーは、欧州大陸第1位のユニバーサルバンク^{※1}（地銀39行、従業員数約89,000人、11,850支店^{※2}）であり、フランス国内で上位の格付を取得しております（スタンダード&プアーズ社：AA一格、ムーディーズ社：Aa1格、フィッチ社：AA一格^{※3}）。

クレディ・アグリコル・グループの業務内容は、「フランス国内リテール・バンキング部門」、「専門金融サービス部門」、「資産運用業務、保険事業、プライベート・バンキング部門」、「法人営業・投資銀行部門」、「国際リテール・バンキング部門」等と広範囲にわたっており、パリ、ロンドン、ニューヨーク、香港、東京を中心に世界各国に業務展開し、金融商品・サービスを提供しております。

また、クレディ・アグリコル・グループは2010年1月1日付にてその資産運用業務部門をソシエテ ジェネラル グループの資産運用業務部門と統合させ、新会社アムンディ（持株比率はクレディ・アグリコル エス・エーが75%、ソシエテ ジェネラルが25%）が発足しました。

※1 自己資本（第一分類）は716.81億米ドル（出所：The Banker, July 2009）に基づきます。

※2 2008年12月末現在

※3 2009年 6月末現在

<クレディ・アグリコル・グループの沿革>

1894年 相互組織形態の地方金庫として設立（明治27年）
1926年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル（CNCA（全国農業信用金庫））の設立
1986年 プレディカ（Predica（生命保険会社））の設立
1988年 金融持株会社に転換（政府保有分90%を地域銀行に売却。残りは従業員持株）
1990年 パシフィカ（Pacifica（損害保険会社））の設立
1996年 インドスエズ銀行（1975年創立、法人金融部門及び投資銀行部門）を買収
1999年 ソフィンコ（SOFINCO（消費者金融会社））を買収
2001年 ケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコルからクレディ・アグリコル エス・エーに名称変更し、フランス証券取引所に株式公開
2002年 フィナレフ（FINAREF（消費者金融会社））を買収
2003年 クレディ・リヨネを買収
2010年 資産運用業務部門をソシエテ ジェネラル グループと統合し新会社アムンディが発足

《アムンディ インベストメント・ソリューションズ[※]概要》

アムンディ インベストメント・ソリューションズは、クレディ・アグリコル・グループのストラクチャード商品の知識、ノウハウ、技術を結集させた資産運用会社として、クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）^{※※}から独立して、2005年9月1日に設立されました。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（フランス）と同一の運用チームが従来どおりの商品設計力とグループ内の資産運用サービスに基づいて、同社にてストラクチャード商品等を提供します。

※ 2009年12月31日付で、クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エーから名称変更されました。

※※ 2010年1月1日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーとソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM）が統合し、新会社アムンディが発足しました（持株比率はクレディ・アグリコル エス・エーが75%、ソシエテ ジェネラルが25%）。

《クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社概要》

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、グループの資産運用会社であるアムンディの100%子会社で、日本における資産運用ビジネスの拠点として、1986年以来、日本のお客さまに資産運用サービスを提供しております。

現在、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、条件付運用型ファンド等のストラクチャード商品、アジア株式、SRI（社会的責任投資）関連等の投資信託を多数設定、欧州株式、欧州債券、オルタナティブをはじめとする機関投資家向商品など、幅広い商品提供を行っております。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

当ファンドは、主として日経平均株価[※]の水準により償還価格及び償還時期が決定される性格を持つ債券に投資することにより、定期的な収益分配の確保と、一定条件のもとで信託財産の確保を目指した運用を行います。

※日経平均株価とは日本の株式市場を代表する株価指数の一つで、東京証券取引所第一部上場銘柄で市場を代表する225銘柄を対

象に算出します。

日経平均株価に関する著作権、知的所有権、その他一切の権利は日本経済新聞社に帰属します。日本経済新聞社は、日経平均株価の内容を変える権利及び公表を停止する権利を有しています。日本経済新聞社は本商品の運用成果等を保証するものではなく、一切の責任を負いません。

国内外の高格付の公社債、特に円建債券を主要投資対象とします。

- ① 当ファンドは、日経平均株価の水準によって償還価格及び償還時期が決定される性格を持つ円建債券を主要投資対象とします。当ファンドの償還価額は、当該円建債券の償還価格に応じて決定されます。当該円建債券の償還価格には上限があり、また当ファンドに規定する元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値が一定の水準（元本確保レベル）を満たすか否かによって償還価格が変わります（詳細は後述③参照）。

- 1）主要投資対象とする円建債券は、原則として平成21年12月9日現在においてAA一格（スタンダード&プアーズ社）以上またはAa3格（ムーディーズ社）以上のいずれかの格付を有する発行体が発行する円建債券、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える円建債券とします。

※ファンド設定前に組入予定債券の発行体または保証を与える金融機関の格付変更がなされた場合でも、商品性の維持に問題が生じる恐れがあると委託会社が判断した場合を除き、投資対象債券の発行体の変更は行いません。

- 2）当該円建債券は、信託期間内に償還する利付債券[※]で、日経平均株価の水準により償還価格及び償還時期が決定される性格を有しています。

※当該円建債券の利息は主に収益分配金の支払に充当されます。

- 3）当ファンドは当該円建債券を高位に組入れますが、一部コール・ローンなどの短期金融資産を組入れる場合もあります。

- 4）当ファンドが投資する円建債券は単一銘柄となることがあります。

- 5）信託期間中、当該円建債券の入替は原則として行わず、債券が償還されるまで保有することを基本とします。

- 6）投資した円建債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の信用状況が著しく劣化した場合[※]や倒産等の場合には、委託会社の判断で、当該円建債券を途中売却することがあります。また、投資した円建債券は信託期間中における法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合があります。これらの場合においては、当該円建債券の売却価格（時価）または早期償還価格は大幅に下落し、当ファンドに大きな損失が発生する可能性があります。

※著しく劣化した場合とは、当該円建債券の発行体、もしくは保証を与える金融機関の債務不履行リスクや倒産の可能性が高まったと判断される場合などが想定されます。

- 7）当ファンドの償還価額は、当該円建債券の償還価格に応じて決定されますが、途中売却の場合には、後記②③に定める償還時の基準価額の計算方法は適用されません。また当ファンドの分配金は当該円建債券の利息により支払われる為、途中売却の場合には、予め定められた分配金が支払われない場合があります。

- 8）上記途中売却の場合には当ファンドを早期償還する場合があります、当ファンドが目標とする分配金額や償還価額を達成できません。

- ② 判定日（設定後約1年後から年4回[※]）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一定水準（「償還基準レベル」）以上であった場合には、約10,200円（1口当たり/税引前）で繰上償還します。

※ 予め定められた各判定日において、金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情^{*}があるときは、当該判定日に変更される場合があります。

* 日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引停止または取引制限等、または日経平均株価に関する先物取引の取引停止または取引制限等を指します。

- ③ 繰上償還せずに満期償還となる場合、当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

- 1）元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度も一定水準（「元本確保レベル」）以下に下落することがなかった場合、元本確保（1口

当たり約10,000円）プラス分配金相当額[※]約100円で償還します。

[※]当分配金相当額は、信託期間中に支払われる分配金とは異なり、満期償還時に満期償還価額の一部として支払われるものです。

- 2) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でも元本確保レベル以下に下落した場合、元本確保機能はなくなります。日経平均株価の変化率（スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率）と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額約100円（1口当たり/税引前）で償還します。ただし、上限価額は約10,100円（1口当たり/税引前）となります。

元本確保判定期間中に日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して元本確保レベル以下に下落した場合でも、判定日の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して償還基準レベル以上となった場合は、約10,200円（1口当たり/税引前）で繰上償還します。

- ④ 資金動向、市況動向、日経平均株価の改廃、運用に関連する法令・税制・会計基準の改正・変更及びその他の特殊な状況等によっては、前記のような運用が行われない場合や当ファンドの投資目的が達成されない場合があります。
- ⑤ 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引及び金利にかかるオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ⑥ 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引ならびに金利先渡取引を行うことができます。
- ⑦ 当ファンドの運用指図の権限は、アムンディ インベストメント・ソリューションズに委託します。

◆ファンドの仕組◆

《ファンド用語》

判定日	設定後約1年後以降年4回（毎年2月10日、5月10日、8月10日及び11月10日（休日の場合は翌営業日） [※] ）。
繰上償還	当初予定していた信託期間が短縮されて、ファンドが償還されることをいいます。当ファンドの場合、信託期間は最短約1年1ヵ月、最長約5年となります。
償還基準レベル	スタート日経平均株価に対する判定日の日経平均株価終値の騰落率が当該レベル以上であれば、繰上償還が決定となります。
スタート日経平均株価	設定時の基準となる日経平均株価。 平成22年2月19日（金）、22日（月）、23日（火） [※] の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点以下第5位を四捨五入して、小数点以下第4位まで算出します。
ファイナル日経平均株価	繰上償還せずに満期償還となる場合で、かつ元本確保機能がなくなる場合のみに参照する数値で、満期償還時の基準となる日経平均株価。 平成27年1月19日（月）、20日（火）、21日（水） [※] の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値。小数点以下第5位を四捨五入して、小数点以下第4位まで算出します。
日経平均株価の変化率（上昇率または下落率）	スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率（上昇率または下落率）。 計算式： $\left[\frac{\text{ファイナル日経平均株価} - \text{スタート日経平均株価}}{\text{スタート日経平均株価}} \right] \times 100(\%)$ 償還時基準価額計算の際の日経平均株価の変化率（上昇率または下落率）については前記数式で算出された数値を四捨五入せずに適用します。
元本確保判定期間	繰上償還せずに満期償還となる場合のみに参照する期間です。 信託期間約5年のうち、最後の約5ヵ月（平成26年8月12日（火）～平成27年1月16日（金）） [※] の期間となります。 →当該期間中の東京証券取引所における日々の日経平均株価終値を参照し、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス50%以下に下落しなければ、償還価額は元本確保となります。

※ 当該期間中に、金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情*があるときは、当該日は変更される場合があります。

※※ 当該期間中に、金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情*があるときは、当該日は除外される場合があります。

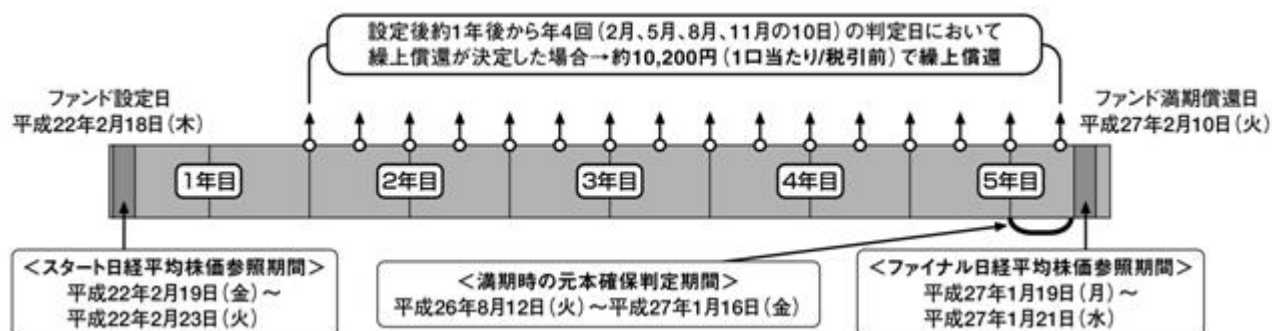
* 日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引停止または取引制限等、または日経平均株価に関する先物取引の取引停止または取引制限等を指します。

当ファンドのスタート日経平均株価、償還基準レベル及びファイナル日経平均株価については、確定後に、委託会社が販売会社を通して書面にて受益者にご報告致します。

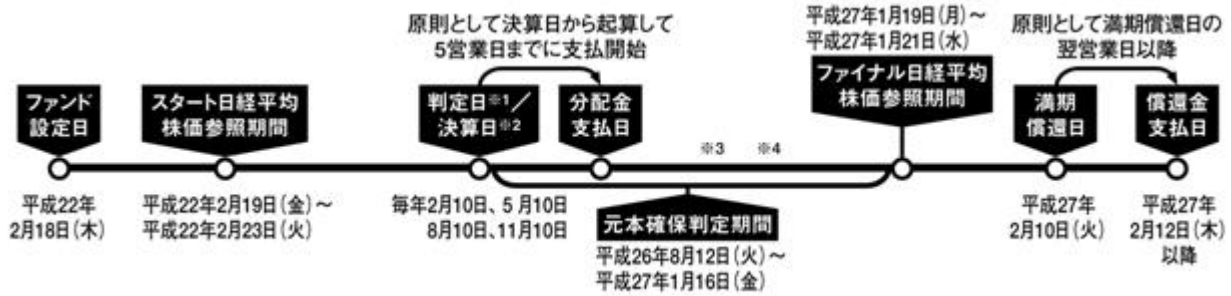
《判定日、償還基準レベル及び繰上償還日》

判定日	償還基準レベル (スタート日経平均株価と比較して)	繰上償還日
平成23年 2月10日(木)	±0%以上の場合	平成23年 3月10日(木)
平成23年 5月10日(火)		平成23年 6月10日(金)
平成23年 8月10日(水)		平成23年 9月12日(月)
平成23年11月10日(木)		平成23年12月12日(月)
平成24年 2月10日(金)		平成24年 3月12日(月)
平成24年 5月10日(木)		平成24年 6月11日(月)
平成24年 8月10日(金)		平成24年 9月10日(月)
平成24年11月12日(月)		平成24年12月10日(月)
平成25年 2月12日(火)		平成25年 3月11日(月)
平成25年 5月10日(金)		平成25年 6月10日(月)
平成25年 8月12日(月)		平成25年 9月10日(火)
平成25年11月11日(月)		平成25年12月10日(火)
平成26年 2月10日(月)		平成26年 3月10日(月)
平成26年 5月12日(月)		平成26年 6月10日(火)
平成26年 8月11日(月)		平成26年 9月10日(水)
平成26年11月10日(月)		平成26年12月10日(水)

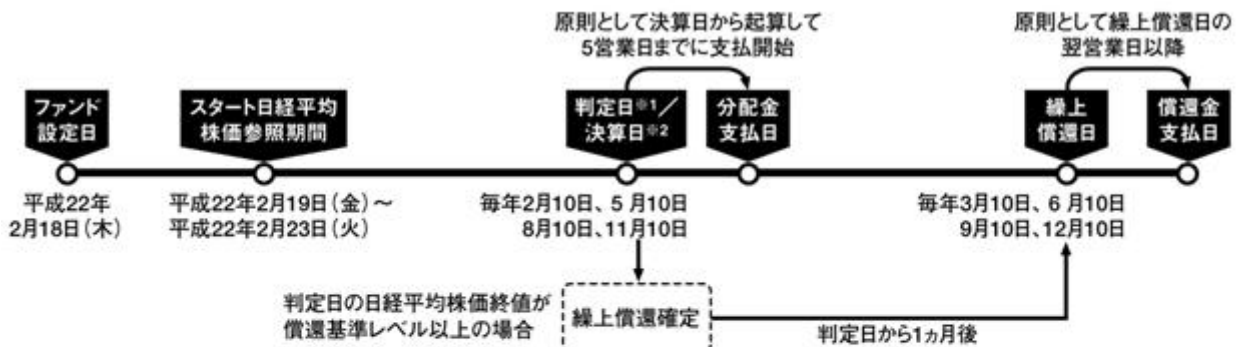
《当ファンドのスケジュール》



《満期償還の場合》



《繰上償還の場合》



- ※1 判定日は、設定後約1年後以降年4回(2月10日、5月10日、8月10日及び11月10日、休日の場合は翌営業日)に設けております。ただし、半年後(平成22年8月)には決算を行いますので、分配金をお支払いします。
- ※2 決算日は、半年毎(8月10日及び2月10日、休日の場合は翌営業日)に設けており、分配金は原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
- ※3 元本確保判定期間中の決算日には決算を行いますので、分配金は原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。
- ※4 元本確保判定期間中に判定日が設定されています。元本確保判定期間中に日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較してマイナス50%以下に下落した場合でも、判定日の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して償還基準レベル以上となれば、約10,200円(1口当たり/税引前)で繰上償還となります。

* 当ファンドの判定日、決算日、繰上償還日が休日の場合は翌営業日となります。

《分配金》

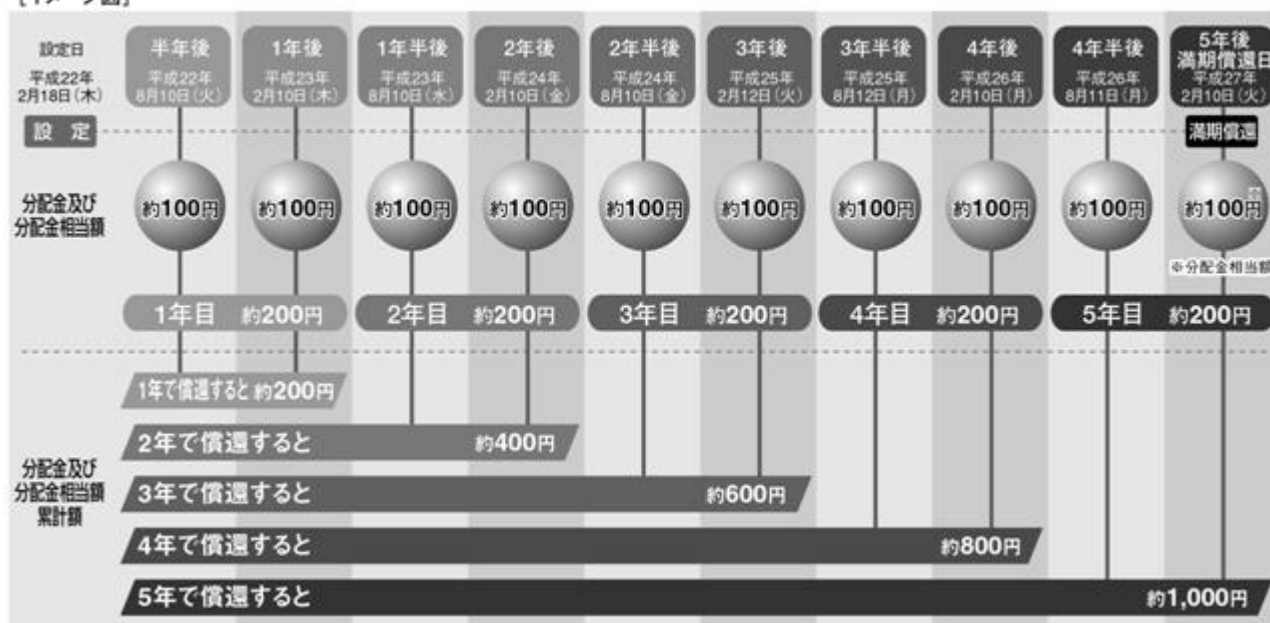
原則として、毎年2回分配金をお支払いします。

- ・ 毎年合計約200円(半年毎に約100円)の分配金(1口当たり/税引前)をお支払いします。
- ・ 分配金額は、日経平均株価の推移や金利、為替レートの変動によって変わることはありません。
- ・ 分配金は、原則として毎年8月10日及び2月10日の決算日(休日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

〔分配金に関する留意点〕

- * 分配金額は原則として1口当たりの金額(税引前)です。
- * 当ファンドが投資した債券の発行体もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、目標とする分配金額を達成できない場合があります。
- * 当ファンドが各計算期間において想定を超えた大量の途中解約の申込を受付けた場合には、目標とする分配金額の一部あるいは全部をお支払いできないことがあります。
- * 当ファンドは、分配金の再投資を行いません。
- * 満期償還時の分配金相当額(約100円)は、満期償還価額の一部としてお支払いします。
- * 繰上償還が決定した場合、翌期以降に対する分配金は支払われません。
- * お申込みにあたっては、お申込手数料等がかかります。お申込手数料率については、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (1) 申込手数料」をご参照ください。

【イメージ図】



＜ご参考＞

お申込金額1,000,000円（100口）をご投資される場合の分配金額

		半年後	1年後	1年半後	2年後	2年半後	3年後	3年半後	4年後	4年半後	満期償還時
税引後	分配金額	約9,000円	約9,000円	約9,000円	約8,000円	約8,000円	約8,000円	約8,000円	約8,000円	約8,000円	約8,000円※
	累計金額	約9,000円	約18,000円	約27,000円	約35,000円	約43,000円	約51,000円	約59,000円	約67,000円	約75,000円	約83,000円

※分配金相当額

*前記数値は、評価損益を理解して頂くために記載したもので実際の評価損益とは異なります。

*税率は平成21年12月9日現在の税法により、平成23年12月31日までの期間については10%（所得税（7%）及び地方税（3%））、平成24年1月1日以降の期間については20%（所得税（15%）及び地方税（5%））で計算しております。

*税法が変更・改正された場合には、前記内容が変更になることがあります。詳しくは後記「課税上の取扱い」をご覧ください。

*お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

*前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

*前記は、平成21年12月9日時点での試算に基づいており、将来の市場環境等により変更されることがあります。

*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

《償還の仕組み》

判定日の日経平均株価終値の水準次第では、約10,200円（1口当たり/税引前）で繰上償還します。

設定後約1年後以降年4回、繰上償還の判定があります。

- ・ 信託期間は、当初約5年ですが、設定後約1年後以降年4回（毎年2月10日、5月10日、8月10日及び11月10日）の「判定日」（休日の場合は翌営業日）の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して「償還基準レベル」以上であれば、約10,200円（1口当たり/税引前）で繰上償還になります。
- ・ 繰上償還が決定した場合、各判定日の1ヵ月後（3月10日、6月10日、9月10日及び12月10日（休日の場合は翌営業日））を繰上償還日とします。
- ・ 繰上償還となった場合の分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します（繰上償還金よりも前のお支払いとなります）。

「判定日」の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して→「償還基準レベル」以上であれば約10,200円（1口当たり/税引前）で繰上償還となります。

【イメージ図】



*上記のスタート日経平均株価は、日経平均株価と償還基準レベルの関係を説明したもので、実際のスタート日経平均株価ではありません。

*お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

*前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

《満期償還の場合》

繰上償還せずに満期償還となる場合は、元本確保判定期間の日経平均株価終値またはファイナル日経平均株価の水準次第で、満期償還価額が決定します。満期時の元本確保の条件は、元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して一度もマイナス50%以下に下落しないことです。

当ファンドの償還ケースは後記の通りとなります。

ケース1) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度もマイナス50% (=元本確保レベル) ※¹以下に下落しなかった場合

→元本確保※²プラス分配金相当額約100円(約10,100円)で償還します。

$$\text{※}^1 \text{ 計算式: } \left[\frac{\text{元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値} - \text{スタート日経平均株価}}{\text{スタート日経平均株価}} \right] \times 100(\%)$$

*スタート日経平均株価とファイナル日経平均株価の変化率は、関係ありません。元本確保判定期間中の日々の日経平均株価終値のみをスタート日経平均株価と比較します。

※² 1口当たり約10,000円。

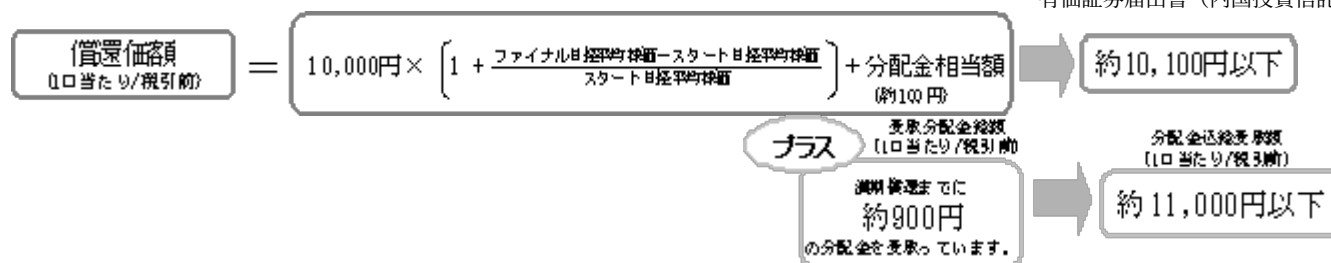


ケース2) 元本確保判定期間中における日々の日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して一度でもマイナス50%以下に下落した場合

→元本確保機能はなくなります。

日経平均株価の変化率(スタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率)と同じ比率で変化した価額プラス分配金相当額で償還します。ただし、上限価額は約10,100円となります。

*マイナス50%ちょうど下落した場合は、ケース2)に該当します。



- ・当ファンドの満期償還価額は、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで算出します。
- ・満期償還金は、原則として満期償還日（平成27年2月10日）の翌営業日からお支払いします。

〔満期償還に関する留意点〕

- *満期償還時に元本確保の条件に満たない場合は、投資元本を割込むことがあります。
- *満期償還価額は1口当たり約10,100円（元本確保＋分配金相当額）を超えて上昇することはありません。日経平均株価が大幅な上昇となった場合でも、株価上昇のメリットは享受できません。
- *当ファンドが投資した債券の発行体もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、目標とする満期償還価額を達成できない場合があります。
- *元本確保判定期間中に判定日が設定されています。元本確保判定期間中に日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して元本確保レベル以下に下落した場合でも、判定日の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して償還基準レベル以上となった場合は、約10,200円（1口当たり/税引前）で繰上償還します。

<ケース2)の例：日経平均株価の変化率と償還価額例（1口当たり/税引前）>

日経平均株価の 変化率	+10%	±0%	-10%	-20%	-30%	-40%	-50%
償還価額※	約10,100円	約10,100円	約9,100円	約8,100円	約7,100円	約6,100円	約5,100円

※分配金相当額約100円を含みます。

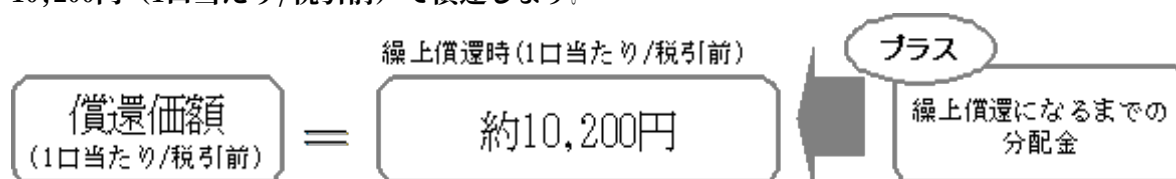
*お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。

*前記数値は、組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

《繰上償還の場合》

各判定日における日経平均株価終値が、スタート日経平均株価と比較して償還基準レベル以上の場合→約10,200円（1口当たり/税引前）で償還します。



- ・当ファンドの繰上償還価額は、小数点以下第3位を四捨五入して、小数点以下第2位まで算出します。
- ・繰上償還となった場合には、各判定日から1ヵ月後の3月、6月、9月、12月の10日（休日の場合は翌営業日）を繰上償還日とし、原則として繰上償還日の翌営業日から償還金をお支払いします。

〔繰上償還に関する留意点〕

- *繰上償還になるかどうかの判定が行われる日（判定日）は、当ファンド設定後約1年後以降年4回（毎年2月、5月、8月、11月の10日、休日の場合は翌営業日）だけです。判定日の前営業日や翌営業日の日経平均株価終値が償還基準レベルに達していたとしても、当該判定日当日における日経平均株価終値が償還基準レベルに達していなければ繰上償還とはなりません。
- *繰上償還価額は1口当たり約10,200円（1口当たり/税引前）を超えて上昇することはありません。日経

平均株価が大幅な上昇となった場合でも、株価上昇のメリットは享受できません。

*当ファンドが投資した債券の発行体もしくは保証を与える金融機関の信用状況の変化等によっては、目標とする繰上償還価額を達成できない場合があります。

《ご参考：概算分配金・償還金受取例》

《お申込金額1,000,000円(100口)でお買付した場合》

お申込金額	投資元本
¥1,000,000	¥1,000,000

*お申込手数料等及び信託報酬その他諸費用は考慮しております。
*お客様は100口保有します。

繰上償還の場合(設定後約1年後から毎年2月、5月、8月、11月の10日に繰上償還が決定する可能性があります)

償還期間	税引前償還金額	税引前分配金累計額	税引前償還金額 + 税引前分配金累計額	税引後償還金額	税引後分配金累計額	税引後償還金額 + 税引後分配金累計額
約1年	¥1,020,000	¥20,000	¥1,040,000	¥1,018,000	¥18,000	¥1,036,000
約1年3ヵ月	¥1,020,000	¥20,000	¥1,040,000	¥1,018,000	¥18,000	¥1,036,000
約1年6ヵ月	¥1,020,000	¥30,000	¥1,050,000	¥1,018,000	¥27,000	¥1,045,000
約1年9ヵ月	¥1,020,000	¥30,000	¥1,050,000	¥1,018,000	¥27,000	¥1,045,000
約2年	¥1,020,000	¥40,000	¥1,060,000	¥1,016,000	¥35,000	¥1,051,000
約2年3ヵ月	¥1,020,000	¥40,000	¥1,060,000	¥1,016,000	¥35,000	¥1,051,000
約2年6ヵ月	¥1,020,000	¥50,000	¥1,070,000	¥1,016,000	¥43,000	¥1,059,000
約2年9ヵ月	¥1,020,000	¥50,000	¥1,070,000	¥1,016,000	¥43,000	¥1,059,000
約3年	¥1,020,000	¥60,000	¥1,080,000	¥1,016,000	¥51,000	¥1,067,000
約3年3ヵ月	¥1,020,000	¥60,000	¥1,080,000	¥1,016,000	¥51,000	¥1,067,000
約3年6ヵ月	¥1,020,000	¥70,000	¥1,090,000	¥1,016,000	¥59,000	¥1,075,000
約3年9ヵ月	¥1,020,000	¥70,000	¥1,090,000	¥1,016,000	¥59,000	¥1,075,000
約4年	¥1,020,000	¥80,000	¥1,100,000	¥1,016,000	¥67,000	¥1,083,000
約4年3ヵ月	¥1,020,000	¥80,000	¥1,100,000	¥1,016,000	¥67,000	¥1,083,000
約4年6ヵ月	¥1,020,000	¥90,000	¥1,110,000	¥1,016,000	¥75,000	¥1,091,000
約4年9ヵ月	¥1,020,000	¥90,000	¥1,110,000	¥1,016,000	¥75,000	¥1,091,000

満期償還の場合（償還日：平成27年2月10日（火））

ケース1) 元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度も－50%以下に下落しなかった場合→元本確保となります。

日経平均株価の変化率 [例]	税引前償還金額	税引前分配金累計額	税引前償還金額 + 税引前分配金累計額	税引後償還金額	税引後分配金累計額	税引後償還金額 + 税引後分配金累計額
変化率にかかわらず	¥1,010,000	¥90,000	¥1,100,000	¥1,008,000	¥75,000	¥1,083,000

ケース2) 元本確保判定期間中に日経平均株価終値が一度でも－50%以下に下落した場合→償還価額は日経平均株価の変化率次第となります。

日経平均株価の変化率 [例]	税引前償還金額	税引前分配金累計額	税引前償還金額 + 税引前分配金累計額	税引後償還金額	税引後分配金累計額	税引後償還金額 + 税引後分配金累計額
10%	¥1,010,000	¥90,000	¥1,100,000	¥1,008,000	¥75,000	¥1,083,000
0%	¥1,010,000	¥90,000	¥1,100,000	¥1,008,000	¥75,000	¥1,083,000
-8.5%	¥925,000	¥90,000	¥1,015,000	¥925,000	¥75,000	¥1,000,000
-50%	¥510,000	¥90,000	¥600,000	¥510,000	¥75,000	¥585,000

*元本確保判定期間中に、日経平均株価終値が一度でも－50%以下に下落した場合は、償還価額は日経平均株価の変化率次第となります。

*前記数値は、日経平均株価と評価額等の関係をご理解いただくために作成した試算であり、実際の損益を表すものではありません。

*前記数値は組入予定債券をファンド資産として100%組入れた場合に想定されるものです。

*前記数値は、平成21年12月9日時点での試算に基づいており、将来の市場環境等により変更されることがあります。

*この試算は各仮定に基づいて算出したものであり、実際の運用成果を事前に保証するものではありません。

*前記数値は、個人の受益者に対する課税としての税率で試算しておりますので、収益分配金については、平成23年12月31日までは10%、平成24年1月1日以降は20%の税金が課されることを前提として試算しております。税金については、平成21年12月9日現在の税法に基づき計

算しております（税法が変更・改正された場合には、前記内容が変更になることがあります）。

《日経平均株価の推移》



*前記のグラフは過去のデータに基づき作成したものであり、将来を予測・保証するものではありません。

（ブルームバーグ等のデータに基づいてクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成）

《ご参考：スタート日経平均株価とそのスタート日経平均株価から50%下落した日経平均株価の水準》

スタート日経平均株価の例	11,000円	10,500円	10,000円	9,500円	9,000円	8,500円
50%下落した日経平均株価の水準	5,500円	5,250円	5,000円	4,750円	4,500円	4,250円

*前記のスタート日経平均株価は説明のための例であり、実際のスタート日経平均株価とは異なります。

*実際のスタート日経平均株価は、平成22年2月19日（金）、22日（月）、23日（火）の3営業日間の東京証券取引所における日経平均株価終値の平均値となります。

《主要投資対象とする円建債券の概要》

当ファンドが主要投資対象とする円建債券の概要は、後記の通りです（なお、実際に組入れる債券は、発行日の投資環境等により、後記の概要と全く同一の内容のものにならない場合があります）。

① 発行体情報

発行体	当ファンドが主要投資対象とする予定の円建債券の発行体は、J.P.モルガン・ストラクチャード・プロダクツで、親会社であるJPモルガン・チェース銀行が当該円建債券を保証します（JPモルガン・チェース銀行の格付はAA-格(スタンダード&プアーズ社)、Aa1格(ムーディーズ社)（2009年12月9日現在））。																								
	J.P.モルガン・ストラクチャード・プロダクツ (J.P.Morgan Structured Products B.V.) ： J.P.モルガン・ストラクチャード・プロダクツは、2006年11月6日付でアムステルダムにおいてオランダ法の下に設立された会社です。同社は、JPモルガン・チェース銀行の完全子会社で、債券やワラント、証書、リバースCBなどの証券派生商品の発行を主な業務としています。																								
	JPモルガン・チェース銀行 J.P.モルガン・ストラクチャード・プロダクツの親会社であるJPモルガン・チェース銀行は、1968年に米国デラウェア州で設立されニューヨークに本社を置くJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの完全子会社です。JPモルガン・チェース銀行の主要活動拠点は米国ニューヨークで、米国内外で広範な銀行サービスを提供しています。																								
	JPモルガン・チェース・アンド・カンパニー J.P.モルガン・ストラクチャード・プロダクツ及びJPモルガン・チェース銀行の親会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーは、世界60カ国以上に営業拠点を持つ、世界有数の金融サービス会社です。インベストメント・バンキング業務、個人、中小企業及びコマーシャル・バンキング向け金融サービス業務、金融取引管理事務業務、アセット・マネジメント業務、プライベート・エクイティ業務において業界のリーダー格的存在です。また、ダウ・ジョーンズ工業株価平均の構成銘柄として採用されている同社は、「JP モルガン」及び「チェース」のブランドの下で、米国の多数の個人顧客と世界有数の事業法人・機関投資家・政府機関に金融サービスを提供しています。同社は、ニューヨーク証券取引所、東京証券取引所、ロンドン証券取引所などに上場しています。																								
	<JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの沿革> JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの歴史は、1799年にニューヨーク市への水道供給者が銀行部門のザ・バンク・オブ・ザ・マンハッタン・カンパニーを設立したことによりはじまります。同社は、長い歴史の中で数多くの合併を行ってきたJPモルガン、チェース、バンク・ワンが統合し、世界有数の金融サービス会社としての現在の組織に成長してきました。2000年12月に、ザ・チェース・マンハッタン・コーポレーションとJ.P.モルガン・アンド・カンパニーが合併し、J.P.モルガン・チェース・アンド・カンパニーとなりました。さらに、2004年7月には、バンク・ワン・コーポレーションと合併し、現在のJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーが誕生しました。2008年5月には、ザ・ベアー・スターンズ・カンパニーズ・インクを買収しました。																								
	<JPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの財務データ> <table><tr><td></td><td>2008年</td><td>2007年</td></tr><tr><td>総資産</td><td>約198兆円※1</td><td>約178兆円</td></tr><tr><td>自己資本（Tier1）</td><td>約12兆3,895億円※2</td><td>約10兆1,303億円</td></tr><tr><td>総収益</td><td>約6兆1,219億円</td><td>約8兆1,471億円</td></tr><tr><td>当期純利益</td><td>約5,102億円</td><td>約1兆7,539億円</td></tr><tr><td>ROE</td><td>4%</td><td>13%</td></tr><tr><td>自己資本率（Tier1）</td><td>10.9%</td><td>8.4%</td></tr><tr><td>従業員数</td><td>224,961人</td><td>180,667人</td></tr></table>		2008年	2007年	総資産	約198兆円※1	約178兆円	自己資本（Tier1）	約12兆3,895億円※2	約10兆1,303億円	総収益	約6兆1,219億円	約8兆1,471億円	当期純利益	約5,102億円	約1兆7,539億円	ROE	4%	13%	自己資本率（Tier1）	10.9%	8.4%	従業員数	224,961人	180,667人
		2008年	2007年																						
	総資産	約198兆円※1	約178兆円																						
	自己資本（Tier1）	約12兆3,895億円※2	約10兆1,303億円																						
	総収益	約6兆1,219億円	約8兆1,471億円																						
当期純利益	約5,102億円	約1兆7,539億円																							
ROE	4%	13%																							
自己資本率（Tier1）	10.9%	8.4%																							
従業員数	224,961人	180,667人																							
※1 世界第7位（約2兆1,750億米ドル。出所：The Banker, July 2009） ※2 世界第1位（約1,361億米ドル。出所：The Banker, July 2009） *換算レート：1米ドル=114.15円（2007年12月末） ：1米ドル= 91.03円（2008年12月末） 出所：JPMorgan Chase & Co. Annual Report 2007 JPMorgan Chase & Co. Annual Report 2008 J.P. Morganホームページ（一部抜粋。2009年12月9日現在）																									
債券の種類	円建債券／利付債 （ユーロ市場で発行される円建債券。為替変動リスクは有しません）																								
償還期限	約5年以内																								
1券面あたりの額面	100,000円																								

<ご参考：格付の定義>

スタンダード&プアーズ社（長期発行体格付）	
AAA	スタンダード&プアーズの見方では、債務を履行する能力はきわめて高い。スタンダード&プアーズの最上位の発行体格付。
AA	債務を履行する能力は非常に高く、最上位の格付（「AAA」）との差は小さい。
A	債務を履行する能力は高いが、上位2つの格付に比べ、事業環境や経済状況の悪化からやや影響を受けやすい。
「AA」から「CCC」までの格付にはプラス記号またはマイナス記号が付されることがあり、各カテゴリーの中での相対的な強さを表す。	
ムーディーズ社（長期債務格付）	
Aaa	信用力が最も高く、信用リスクが最小限であると判断される債務に対する格付。
Aa	信用力が高く、信用リスクが極めて低いと判断される債務に対する格付。
A	中級の上位で、信用リスクが低いと判断される債務に対する格付。
数字付加記号「1」は、債務が文字格付のカテゴリーで上位に位置することを示し、「2」は中位、「3」は下位にあることを示す。	

スタンダード&プアーズ社	ムーディーズ社
AAA	Aaa
AA	Aa
A	A
BBB	Baa
BB	Ba
B	B
CCC	C
CC	

投資適格債

投機的格付債

（出所）平成21年11月末付スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報に基づいてクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社が作成

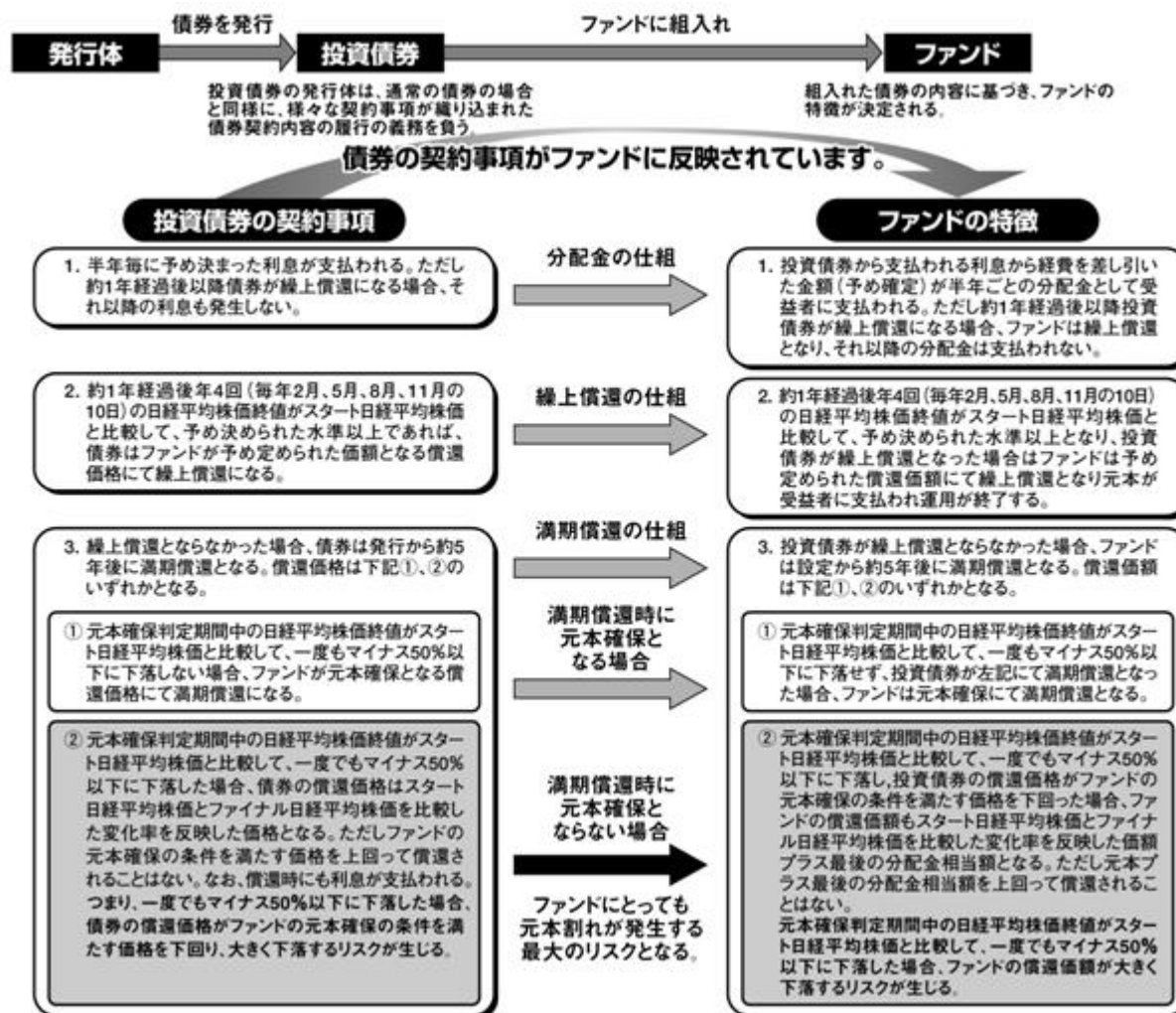


* 債券の元利金（利息及び償還金）の支払いができなくなることをいいます。

出所：スタンダード&プアーズ社、「Ratings Direct」より、クレディ・アグリコル アセットマネジメント（株）が作成（1981年～2008年、格付別累積デフォルト率の1年目）

② 円建債券の特色

日経平均株価の水準により償還価格及び償還時期が決定される性質を有しています。円建債券のクーポンの金額、繰上償還の有無、繰上償還時及び満期償還時の水準が予め決められた数値になるよう当該円建債券は設計されています。



③ 円建債券の選定方法

運用の委託先であるアムンディ インベストメント・ソリューションズは、下記のプロセスに従って円建債券を選定します。

円建債券の選定プロセス

<ステップ1> 格付基準

原則として、AA-格(スタンダード&プアーズ社)以上またはAa3格(ムーディーズ社)以上のいずれかの格付を有する発行体が発行する円建債券、もしくは同等以上の格付を有する金融機関が保証を与える円建債券とします。

<ステップ2> 独自の信用力調査・分析

ステップ1の格付基準に加え、主に以下の観点から発行体の信用力について独自に調査・分析を行います。

- ・ 事業面(事業戦略、事業戦略等の遂行能力、競争力、業界動向、株主構成など)
- ・ 財務面(収益性、収益動向、財務体質(資産の質、負債の水準、資金調達能力・・・)など)

<ステップ3> 円建債券の選定

原則として、複数社(通常3~5社程度)を招いた入札により、グループ会社を優先することなく、信用力及び価格の両面からファンドにとって最も有利な条件であると判断した円建債券を選定します。

本書提出日現在のものであり、今後予告なく変更されることがあります。

(2) 【投資対象】

① 投資対象資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条、第20条及び第21条に定めるものに限ります）
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下同じ）
- ニ. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
為替手形

②有価証券の指図範囲

委託会社（委託会社から運用の指図に関する権限の委託を受けた者を含みます。以下、運用の指図に関する項目について同じ）は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます）に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2) 国債証券
- 3) 地方債証券
- 4) 特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます）の新株引受権証券を除きます）
- 6) 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます）
- 7) 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます）
- 8) 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます）
- 9) 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます）
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11) 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ）及び新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1) から11) の証券または証書の性質を有するもの
- 13) 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
- 14) 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
- 15) 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます）
- 16) オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります）
- 17) 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます）
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
- 20) 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます）
- 21) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

22) 外国の者に対する権利で21) の有価証券の性質を有するもの

なお、1) の証券または証書、12) ならびに17) の証券または証書のうち1) の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2) から6) までの証券及び14) の証券のうち投資法人債券ならびに12) 及び17) の証券または証書のうち2) から6) までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13) の証券及び14) の証券（ただし、投資法人債券を除きます）を以下「投資信託証券」といいます。

③金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。

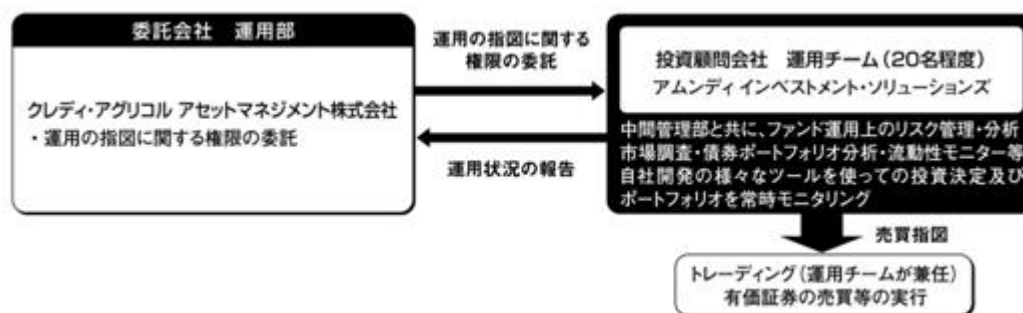
- 1) 預金
- 2) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形
- 5) 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6) 外国の者に対する権利で5) の権利の性質を有するもの

④金融商品による運用の特例

前記②にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記③の1) から6) までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

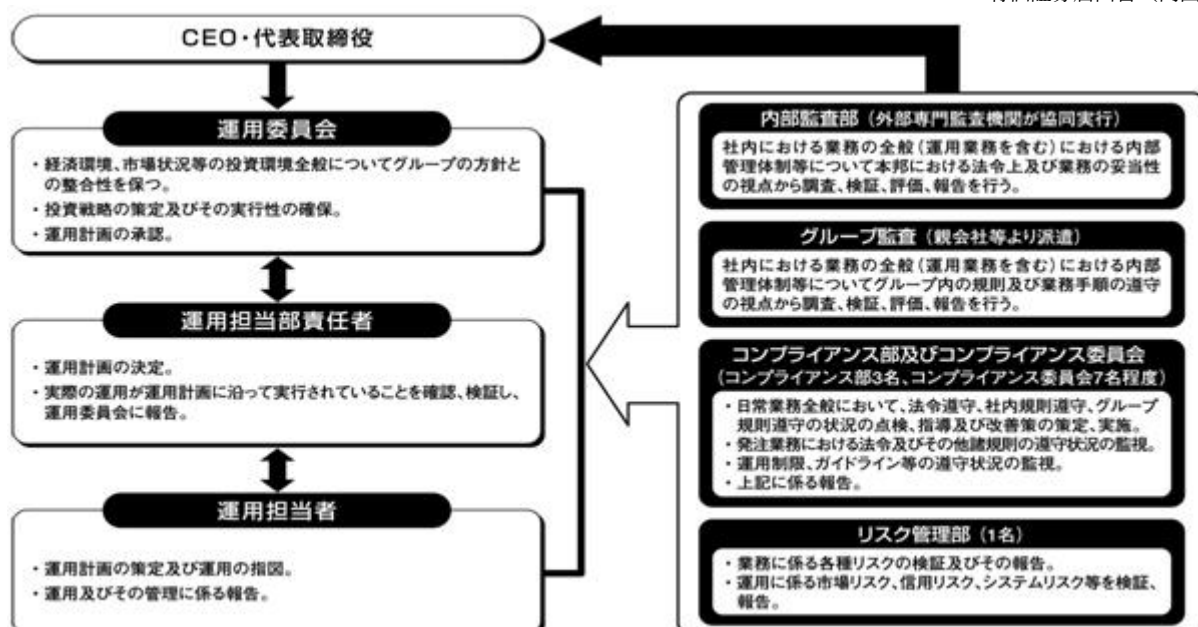
(3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。



ファンドの運用に関して当社では以下（抜粋）の社内規則・規程・ガイドラインを設けております。

- ・ 分配金決定委員会規程
- ・ 外部委託先選定・管理規則
- ・ ブローカー選定委員会規程
- ・ 資金の借入れに係る業務規則等



《内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織及びファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制》

当ファンドの運用においては、当社の運用部における運用担当者がその上長である運用担当責任者及び運用委員会の監督のもと、当ファンドの運用の委託先であるアムンディ インベストメント・ソリューションズが目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資目的、投資対象、分配方針等を確保しているかを、確認、監督します。また、投資制限等や関連諸法令及び社団法人投資信託協会規則に沿った運用及び管理が行われているかをコンプライアンス部が日次で監視・報告し、是正等指導が必要な事項が発見された場合には、速やかに、当該事項担当者に連絡をとり必要な措置を取るよう指示します。その中で重要な事項についてはコンプライアンス委員会に報告します。

受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合等を行っています。また、独立した監査法人が、SAS70（受託業務にかかわる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づき監査を行っており、受託会社より、内部統制の整備及び運用状況についての報告書を定期的に受取っています。

当ファンドの運用体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

当ファンドは、毎決算時に、原則として次の方針により分配を行います。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の元本超過額または配当等収益のいずれか多い額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定しますが、原則として毎年2回合計約200円（1回につき約100円）の収益分配（1口当たり／税引前）を目指します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

② 収益の分配

1) 収益分配可能額は、毎計算期間の末日において、信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）控除後、収益分配前の信託財産の純資産総額に応じ、次に掲げる額とします。

- (i) 当該純資産総額が、当該元本額以上の場合には、当該元本超過額または配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額のいずれか多い額
 - (ii) 当該純資産総額が、当該元本額に満たない場合には、信託財産に属する配当等収益から信託事務等の諸費用及び信託報酬（共に消費税等相当額含む）ならびに計算期間中の一部解約額にかかる配当等収益に相当する額を控除した額
 - (iii) 委託会社は前記(i)(ii)の収益分配方式に従い収益分配を行います。原則として毎年2回合計約200円（1回につき約100円）の収益分配（1口当たり／税引前）を目指します。
- 2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③ 収益分配金の支払

- 1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として、決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します）。
- 2) 前記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者が、収益分配金について前記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(5) 【投資制限】

① 当ファンドの信託約款で定める投資制限

1) 外貨建資産への投資制限

委託会社は、外貨建資産への投資は行いません。

2) 株式への投資制限

株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への投資は、信託財産の純資産総額の80%以下とします。

3) 投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

4) 同一銘柄の株式等への投資制限

- (a) 同一銘柄の株式への投資は取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- (b) 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以下とします。

5) 同一銘柄の転換社債等への投資制限

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものの投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

6) 先物取引等の運用指図

- (a) 委託会社は、わが国の取引所等における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます）及び有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます）ならびに外国の取引所等（外国における店頭市場を含みます）におけるこれらの取引と類似の取引の指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ）。
- (b) 委託会社は、わが国の取引所等における金利にかかる先物取引及びオプション取引ならびに外国の取引所等におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

ます。

7) スワップ取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます）を行うことの指図をすることができます。
- (b) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

8) 金利先渡取引の運用指図

- (a) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- (b) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- (c) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- (d) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。
- (e) 金利先渡取引は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額及び当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

9) 有価証券の貸付けの指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式及び公社債を次の i.、ii. の範囲内で貸付けの指図をすることができます。
 - i. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - ii. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- (b) 有価証券の貸付けが前記に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (c) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

10) 公社債の空売りの指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます）の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
- (b) 前記売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、前記の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることになった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

11) 公社債の借入れの指図及び範囲

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。
- (b) 公社債の借入れの指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- (c) 信託財産の一部解約等の事由により、借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。
- (d) 公社債の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

12) 資金の借入れの制限

- (a) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間若しくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- (c) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

13) 受託会社による資金の立替え

- (a) 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。
- (b) 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- (c) 立替金の決済及び利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

② 法令により禁止または制限される取引等

1) 同一法人の発行する株式の投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなる場合において、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することはできません。

2) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

- (1) 当ファンドは、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは、投資元本が保証されているものではありません。下記の各リスクにより組入有価証券の価格が値下りすることにより、当ファンドの基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは、預金保険の対象及び保険契約者保護機構の保護の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。なお、当ファンドは、全信託期間（満期償還または繰上償還まで）にわたってご投資頂くことを前提として設計しておりますので、信託期間中の途中解約による売買差益の追求等には適しておりません。以下は、当ファンドに関して考えられ得る主な投資リスク及び留意点です。

〔投資リスク〕

① 価格変動リスク

- ・当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、日経平均株価の下落及び金利の上昇、当該債券の発行体等の財務状況の悪化等により価格が値下りするリスクがあります。当該債券の価格が値下りした場合、ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・当ファンドは、日経平均株価の水準が一定条件を満たした場合のみ、満期償還時及び繰上償還時に元本確保で償還する仕組みとなっております。従って、その他の信託期間中においては、元本確保が手当てされているものではなく、基準価額は投資元本（1口当たり10,000円）を下回っている場合があります。
- ・信託期間約4年半後以降の元本確保判定期間において、日々の日経平均株価終値が一定水準以下に下落した場合、満期償還時の元本確保機能は消滅し、満期償還時に投資元本を割込むことがあります。
- ・具体的には、元本確保判定期間中に日々の日経平均株価終値がスタート日経平均株価と比較して一度でもマイナス50%以下に下落し、かつスタート日経平均株価に対するファイナル日経平均株価の変化率がマイナス1.0%※を超えた場合、投資元本を割込みます。

※最終回分配金相当額を考慮した場合。

② 信用リスク

- ・当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、その発行体や保証を与える金融機関の破産または債務不履行等によって当該債券の利息や償還金が支払われなくなる（債務不履行＝デフォルト）リスクがあります。
- ・債務不履行に陥ったとき、またはそうなる可能性が高まったときには、信用リスクが上昇します。このような場合、当該債券の価格は値下りし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・この場合には、委託会社の判断で、当該債券を途中売却することがあります。その結果、当ファンドに大きな売却損が発生することがあり、日経平均株価の水準に拘わらず、当ファンドが目標とする分配金額や償還価額を達成できない場合があります。
- ・当ファンドの目標とする分配金額及び償還価額は、平成21年12月9日時点において目標としている運用成果であり、投資した円建債券の発行体や保証を与える金融機関の債務不履行等によっては、目標とする分配金額や償還価額を達成できない場合があります（将来の運用成果等をお約束するものではありません）。

③ 流動性リスク

当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、原則として信託期間中の入替を行わず、償還されるまで保有しますが、途中解約に対応するためには当該債券を一部売却する必要があります。当該債券は満期償還時あるいは繰上償還時まで保有することを前提として設計されており、一般に流通している債券と比較して流動性が低く、当該債券の一部売却の際には、期待される価格で売却できない可能性があり、ファンドの途中解約時の基準価額は売却損が発生する水準となる可能性が高く、投資元本を割込むことがあります。

〔留意点〕

① 途中解約に関する留意点

- ・当ファンドは、平成22年9月1日（水）以降平成26年12月10日（水）までの毎月の途中解約及び特別な事由による途中解約（特別解約）の場合を除き、償還日まで換金できません。さらに、金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等*があるときは、途中解約の申込の受付が中止されることがあります。

*日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引停止または取引制限等、日経平均株価に関する先物取引の取引停止または取引制限等、及び主要投資対象とする円建債券の発行体や保証を与える金融機関、あるいは値付業者の破産または債務不履行等の状況となった場合等を指します。

- ・解約価額は、解約申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額0.5%を控除した価額となります。
- ・途中解約時には、元本確保が手当てされているものではなく、解約価額は、組入債券の売却価格（時価）を基に算出されます。組入債券の価格は、日経平均株価の下落、金利の上昇及び当該債券の発行体（保証を与える金融機関を含みます）の財務状況の悪化等により価格が値下りするリスクがあるため、お客様が既に受取られた分配金を考慮しても投資元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

② 特定の債券への銘柄集中に関する留意点

- ・当ファンドは、原則として設定時に組入れた円建債券を高位に組入れ、満期償還まで保有することを基本とします。当ファンドが投資する円建債券は単一銘柄であるため、複数銘柄に分散投資された投資信託に比べ、特定の債券が及ぼす基準価額への影響が強くなります。
- ・スタート日経平均株価決定後に円建債券が発行されることから、日経平均株価の動向によっては、当該円建債券の評価額が発行直後に変動し、基準価額に影響を与えることがあります。

③ 基準価額及び償還価額の上限について

- ・当ファンドは、投資する債券の性質上、償還価額に上限があり、日経平均株価が大幅な上昇となった場合、株価上昇のメリットを十分に享受できません。
- ・信託期間中の基準価額は元本確保ではありません。基準価額は設定日に少なくとも内枠手数料及び信託報酬分下落します。ただし、繰上償還時及び条件付での満期償還時の元本確保（1口当たり約10,000円）については、内枠手数料及び信託報酬を考慮しております。
- ・信託期間中の基準価額には、組入有価証券の売買委託手数料、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。

＜信託期間中＞信託期間中の基準価額は組入債券の部分売却が可能である価格（時価）を基に算出します。日経平均株価が大きく上昇していた場合でも、投資元本（1口当たり10,000円）を下回る可能性があります。

＜繰上償還時＞繰上償還価額は、約10,200円（1口当たり／税引前）を超えて上昇することはありません。

＜満期償還時＞満期償還価額は、約10,100円（元本確保＋分配金相当額（1口当たり／税引前））を超えて上昇することはありません。

④ 投資方針の変更に関する留意点

信託財産の減少や委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、ファンドが目指す運用が行われないことがあります。また、委託会社の判断で円建債券を売却し、安定運用に切り替えることにより、ファンドが目標とする商品性とは全く異なる収益・損失になる可能性があります。

⑤ その他の留意点

- ・当ファンドが各計算期間において想定を超えた大量の途中解約の申込を受付けた場合には、目標とする分配金額の一部あるいは全部をお支払いできないことがあります。
- ・当ファンドが主要投資対象とする円建債券は、当該債券の償還までの残存期間中における一部売却に関して、少なくとも当該債券の値付業者が当該債券を買取る形式が取られており、流動性の確保が図られております。ただし、当該債券の発行体や保証を与える金融機関、あるいは値付

業者が破産または債務不履行等の状況となった場合、当該債券の残存期間中における一部売却に対し当該債券の値付業者による買取ができなくなることがあります。

- ・委託会社は、信託期間中において、主要投資対象とする円建債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等真にやむを得ない事情が生じた場合は、当ファンドを早期償還させます。この場合、目標とする分配金額や償還価額が支払われず、投資元本を下回って早期償還します。
- ・当ファンドが繰上償還になるかどうかの判定が行われる日（判定日）は、設定後約1年後から毎年2月、5月、8月、11月の10日（休日の場合は翌営業日）だけです。従って、当該判定日の前営業日や翌営業日の日経平均株価終値が償還基準レベルに達していたとしても、当該判定日当日における日経平均株価終値が償還基準レベルに達していなければ繰上償還とはなりません。
- ・委託会社の判断で当ファンドを判定日の日経平均株価終値の水準に基づく繰上償還日以外にも早期償還する場合があります。その際の償還時のファンドの基準価額には、元本確保機能は適用されません。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化若しくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態により主要投資対象である円建債券の価格の算出が著しく困難になる場合、あるいは不能となる場合があります。このような事態を受けて当ファンドの運用及び基準価額の算出において当該投資対象債券の価格の合理性に疑問が生じた場合、また当該債券の価格の提供が行われないような場合には、委託会社の判断において途中解約申込の受付を一時的に中止することがあります。
- ・当ファンドが目標とする分配金額及び償還時（満期償還時及び繰上償還時）基準価額は、平成21年12月9日現在の日本及び当ファンドの運用に関連する国の法令、税制（消費税等の料率を含む）及び会計基準等に基づいて試算されているため、将来における当該事項の改正及び変更によっては、目論見書に表示されている通りにはならないことがあります。

(2)投資信託についての一般的な留意事項です。

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

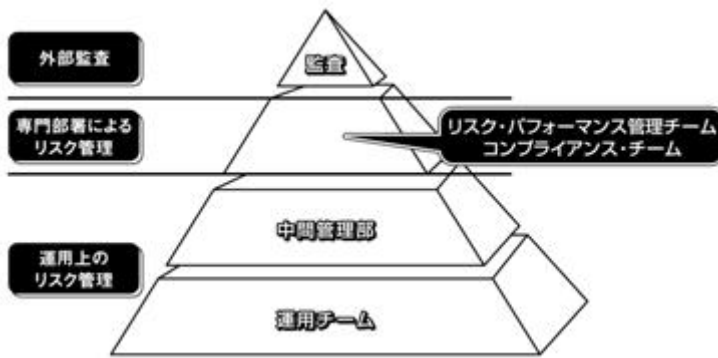
- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は値動きのある証券に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負うことになります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

(3)リスク管理体制

①アムンディ インベストメント・ソリューションズ（投資顧問会社）のリスク管理体制

親会社であるアムンディのリスク管理ツール及びリスク管理プロセスに準じます。

アムンディ インベストメント・ソリューションズのリスクモニター及びリスク管理は次の3段階で行っています。



・運用上のリスク管理

当ファンドの運用を担当するストラクチャード商品運用チームは、中間管理部・業務部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認、対参照インデックスのモニター、発行体と結ぶ特異なスワップ評価のコントロールを行います。

・専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスク及び運用監査の3項目のチェックを行います。特に、発行体信用リスク管理チームは、債券発行体の発行金額や償還等の制限を定義する重要な役割を果たします。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。

また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

・外部監査

クレディ・アグリコル エス・エー（アムンディの母体）及びアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

②クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（委託会社）のリスク管理体制

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の運用状況モニター及びリスク管理については、現在以下の事項が実施されています。

- (i) ファンド毎に、目論見書（信託約款）上のファンド個別の投資制限や投信法及び社団法人投資信託協会規則等に基づくチェック項目がシステムにプログラムされ、日次ベースでコンプライアンス担当者が運用状況を検証します。
- (ii) 投資制限等に違反等が見つかった場合は、運用担当者に連絡し事情を確認します。市場変動等外的要因による“一時的な違反等”とみなせる場合も含め、適切にポジションの改善が図られるまで日次で確認及び運用担当者との連絡を続けます。
- (iii) 運用状況の確認の結果は、毎月開かれるコンプライアンス委員会（メンバーは常勤取締役、執行役員、コンプライアンス部長、法務部長、リスクマネジメント部長、業務管理本部長、運用本部長）に報告されます。同委員会においては、運用状況の結果報告の他、重大なコンプライアンス事案（含む不祥事件・顧客クレーム・トラブル等）の発生事実、事実調査結果、対応策・事後対策の状況報告や議論がなされ、必要な方策を講じています。
- (iv) コンプライアンス委員会のなかでは、運用・業務管理・システム（IT）等に対するリスク管理に係る月次報告がリスクマネジメント部長によって行われます。この報告をもとに、より堅固なリスク管理体制の構築のために検証、議論がなされています。

当ファンドのリスク管理体制等は本書提出日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料は、申込口数に1口当たり162.75円（税抜155円）を上限として販売会社が定める額を乗じて得た金額となります。

申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税等に相当する金額は、申込金額（10,000円×申込口数）の中に含まれております。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。また、委託会社のインターネットホームページ（<http://www.caam.co.jp>）でも販売会社のお申込手数料等をご覧いただけます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はかかりません。

ただし、当該換金時（途中解約時）には、基準価額から0.5%の信託財産留保額※が差引かれます。

※途中解約に対応して有価証券等の取引を行う場合には、売買委託手数料等のコストが発生する他、組入る有価証券等の市場価格が変動するリスクを信託財産が負うことになります。

信託財産留保額は、こうしたコスト等の負担について、受益者間の公平性に資する目的で導入されています。この信託財産留保額は、当ファンド自体に留保されます。

(3)【信託報酬等】

当ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

信託報酬は、設定時のみの一括徴収となりますので、以降の保有期間にかかる信託報酬はありません。

時期	信託報酬			方法
設定時	信託報酬の総額	信託財産の当初設定時元本総額に対し、1.575%（税抜1.50%）を乗じて得た金額		当ファンド設定日の受益権口数に対応する金額を信託財産中から支弁します。
	信託報酬の配分	委託会社	0.7875% （税抜0.75%）	
		《委託会社報酬の内 投資顧問会社分*》	《税抜0.225%以内》	
		販売会社	0.756% （税抜0.72%）	
		受託会社	0.0315% （税抜0.03%）	

*日本国外においてかかる費用（信託報酬の配分のうち、投資顧問報酬）に関しては、消費税等が課されません。

(4)【その他の手数料等】

① 資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

② 信託事務等の諸費用及び監査報酬

1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

2) 信託財産の財務諸表の監査に要する費用（消費税等相当額を含みます）は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁することを原則とします（日々の元本総額に対して年率0.01%を乗じて得た額（監査1回当たりの費用/税込）（本書提出日現在））。

③ 当ファンドの組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

※費用の合計額については、お申込口数や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります(下記は、平成21年12月9日現在の税法に基づきます)。

① 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中解約時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	解約価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ^{※1}
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※2}
		税率	確定申告による税率は、10%（所得税7%、地方税3%）となります。
	平成24年1月1日以降	課税対象	解約価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ^{※1}
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※2}
		税率	確定申告による税率は、20%（所得税15%、地方税5%）となります。

収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	収益分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(10%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※3} 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ^{※4}
		税率	申告分離課税の場合は、10%（所得税7%、地方税3%）の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は10%（所得税7%、地方税3%）の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成24年1月1日以降	課税対象	収益分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(20%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※3} 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ^{※4}
		税率	申告分離課税の場合は、20%（所得税15%、地方税5%）の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は20%（所得税15%、地方税5%）の源泉徴収税額で納税が完了します。

※1 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合には、平成23年12月31日までは10%の税率で、平成24年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

※2 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

※3 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

※4 特定口座（源泉徴収選択口座）内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります。

② 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中解約時 償還時	平成23年12月31日まで	課税対象	元本超過額 [※]
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	元本超過額 [※]
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))
収益分配時	平成23年12月31日まで	課税対象	収益分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成24年1月1日以降	課税対象	収益分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

※ お客様の投資元本(1口につき10,000円)を上回る金額に対して課税されます。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

5【運用状況】

当ファンドの運用は、募集終了後平成22年2月18日より開始する予定であり、本書提出日現在該当事項はありません。当ファンドの運用状況については、有価証券報告書に記載されます。

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

該当事項はありません。

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

買付のお申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

申込期間	平成22年1月21日（木）～平成22年2月17日（水）
払込期日	お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。
販売会社	静銀ティーエム証券株式会社 販売会社と販売会社以外の金融機関が取次業務に関する契約を結び、当該金融機関が申込の取次ぎを行う場合があります。
お申込単位	10口以上10口単位（1口＝10,000円）
お申込価額	発行価格（1口＝10,000円） 基準価額は1口当たりの価額となります。

※ 募集金額が10億円に満たない場合、当ファンドの設定を中止することがあります。
設定が中止された場合のお申込金の返却等の取扱いについては、お申込みの販売会社にご確認ください。
なお、その場合お申込金に利息はつきません。

(2) 換金（解約）手続等

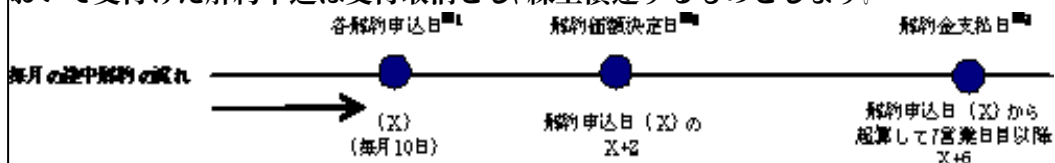
1) 途中解約[※]の請求は、毎営業日受付けます。途中解約には、後記の2種類があります。

[※]途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

解約期間

①毎月の途中解約： 途中解約の申込は原則として、販売会社において平成22年9月1日（水）以降平成26年12月10日（水）までの期間における毎営業日受付けますが、解約申込日は月1回（毎月10日）とします。ただし、解約申込日が東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれにもあたらない場合とし、かつ解約申込日の翌営業日がユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれにもあたらない場合であることとします。そうでない場合には、その条件に該当する、当該10日以降の最も近い営業日を解約申込日とします。

なお、繰上償還決定後の途中解約のお申込みは、原則として受付けません。判定日において繰上償還が決定した場合、前月の解約申込日の翌日以降当該判定日までに販売会社において受付けた解約申込は受付取消とし、繰上償還するものとします。



<解約日例>

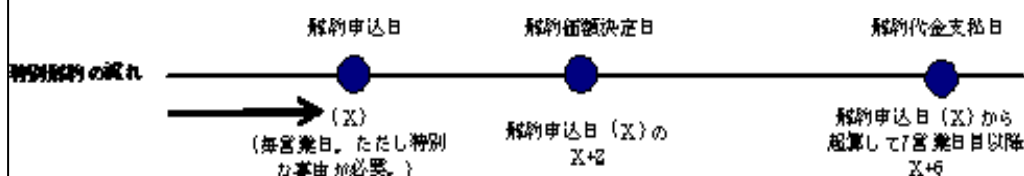
		解約申込日	解約価額決定日	解約代金支払日
例 1	通常	10日(月)	12日(水)	18日(火)
例 2	10日(月)が東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれかにあたる場合	11日(火) (※12日(水)がユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日でない場合)	13日(木)	19日(水)
例 3	10日(月)が東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれにもあたらないが11日(火)がユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日である場合	12日(水) (※13日(木)がユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日でない場合)	14日(金)	20日(木)

※1 解約申込日(X)：毎月10日としますが、当日が東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれにもあたらない場合とし、かつ解約申込日の翌営業日がユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれにもあたらない場合であることとします。そうでない場合には、その条件に該当する、当該10日以降の最も近い営業日を解約申込日とします。〔上記例 2または3が該当します〕

※2 解約価額決定日：解約申込日(X)から起算して3営業日（X+2）です。

※3 解約代金支払日：解約申込日（X）から起算して7営業日（X+6）から解約代金をお支払いします。東京証券取引所の営業日のみを考慮します。

②特別解約： 前記①の規定にかかわらず、受益者死亡などの特別な事由による場合には、毎営業日を解約申込日とし、特別解約として受付けます。ただし、解約申込日が東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれにもあたらない場合とし、かつ解約申込日の翌営業日がユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれにもあたらない場合であることとします。そうでない場合には、その条件に該当する、当該日以降の最も近い営業日を解約申込日とします。



- <特別な事由>
- i. 受益者が死亡したとき
 - ii. 受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - iii. 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
 - iv. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - v. その他 i. からiv. に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき

解約単位	1口単位
解約価額	解約申込日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額(0.5%)を控除した価額となります。 ・信託期間中の基準価額は、毎営業日、組入債券の時価に基づいて算出されており、その時点の日経平均株価の動きに連動しているとは限りません。 ・元本確保の条件が適用されるのは繰上償還時です。途中の基準価額には適用されないため、ファンドの基準価額は常に元本確保とは限りません。特に途中解約の際は、元本確保とは限りませんのでご注意ください。
解約代金の支払	解約代金は、解約申込日から起算して原則として7営業日目から、販売会社においてお支払いします。

※当ファンドは毎月の途中解約及び特別な事由による途中解約(特別解約)が可能です。解約価額はお客様が既に受取られた分配金を考慮しても投資元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

2) 金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等*があるときは、委託会社の判断で途中解約の申込の受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約の申込の受付を取消することができます。

*日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引停止または取引制限等、日経平均株価に関する先物取引の取引停止または取引制限等、及び主要投資対象とする円建債券の発行体や保証を与える金融機関、あるいは値付業者の破産または債務不履行等の状況となった場合等を指します。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

前記(1)、(2)の詳細について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

7【管理及び運営の概要】

(1)資産の評価

<基準価額の算定>

基準価額とは、計算日における信託財産の純資産総額[※]を、受益権口数で除して得た金額をいいます。

※純資産総額とは、信託財産の時価総額のことで、信託財産の資産総額から負債総額を控除して算出します。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

(2)保管

該当事項はありません。

(3)信託期間

平成22年2月18日から平成27年2月10日までとします。ただし、後記「(6) その他 1) 信託の終了」に該当する場合、信託期間は前記満了日より前に終了することがあります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、委託会社は受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)計算期間

原則として毎年2月11日から8月10日及び8月11日から翌年2月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年8月10日までとします。

各計算期間終了日に該当する日が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び途中解約（換金）請求権を有しています。

詳細は「第三部 ファンドの詳細情報 第3 管理及び運営 2 受益者の権利等」をご参照ください。

(6)その他

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「早期償還」または「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき（早期償還）
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5万口を下回った場合（早期償還）
- iii. やむを得ない事情が発生したとき（早期償還）
- iv. 信託期間中において、主要投資対象である円建債券の発行体等の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該円建債券を全て売却し、当ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる様な場合または当該円建債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等真にやむを得ない事情が生じた場合には、信託契約を解約し信託を終了させます（早期償還）。
- v. 次の場合においては、繰上償還の判定日から1ヵ月後（休日の場合は翌営業日）にこの信託契約を解約し、信託を終了させます（繰上償還）。
 - ・判定日（設定後約1年後以降年4回）における日経平均株価終値の水準が、予め定めた償還基準レベルを上回っている場合

委託会社は、前記に従い早期償還または繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、前記 i. から iii. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知

れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

- 2) 前記1)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 前記1)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 4) 前記1)から3)までの規定は、下記に掲げる場合には適用しません。
 1. 前記iv. 及びv. の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合
 2. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1)から3)までの規定による信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 3. 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合
 - (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）信託約款の変更等」の（b）の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
 - (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 信託約款の変更等
- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。信託約款は、「2）信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
 - (b) 委託会社は、前記(a)の事項（前記(a)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

- (f) 前記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(g)までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または前記「2) 信託約款の変更等」に規定する重要な約款の変更等を行う場合においては、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、前記「1) 信託の終了」の(a)の1)または前記「2) 信託約款の変更等」の(b)に規定する書面に付記します。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

第2【財務ハイライト情報】

当ファンドの運用は、募集終了後平成22年2月18日から開始する予定であり、本書提出日現在、何ら資産を有していません。

当ファンドの会計監査は、あらた監査法人が行う予定です。

当ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載する当ファンドの経理状況を表示する信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）及び投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）の定めるところにより、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）に定める監査証明を添付することとしております。

1【貸借対照表】

該当事項はありません。

2【損益及び剰余金計算書】

該当事項はありません。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます）に支払います。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他

2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

1 財務諸表

2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

平成22年2月18日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始（予定）

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

1）お申込みの受付場所

静銀ディーエム証券株式会社	静岡県静岡市葵区追手町1番13号
---------------	------------------

前記の取扱金融機関を、以下「販売会社」といいます。一部の支店・営業所等で取扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問い合わせください。

販売会社と販売会社以外の金融機関が取次業務に関する契約を結び、当該金融機関が申込の取次ぎを行う場合があります。

2）申込期間

平成22年1月21日（木）から平成22年2月17日（水）まで

取得申込の受付については、午後3時（平日営業日の場合は午前11時）までに、取得申込が行われ、かつ当該取得申込の受付にかかる販売会社所定の事務手続が完了したものを当日の申込分とします。

3）お申込単位とお申込価額

お申込単位	10口以上10口単位
お申込価額	発行価格（1口当たり10,000円）

募集金額が10億円に満たない場合、当ファンドの設定を中止することがあります。

設定が中止された場合のお申込金の返却等の取扱いについては、お申込みの販売会社にご確認ください。なお、その場合お申込金に利息はつきません。

2【換金（解約）手続等】

1）途中解約[※]の受付

[※]途中解約とは信託約款上の一部解約と同意義です。

(a) 受益者は、平成22年9月1日（水）以降平成26年12月10日（水）までの期間について、自己に帰属する受益権につき、毎月10日を解約申込日として、委託会社に1口単位をもって途中解約のお申込みをすることができます。

ただし、解約申込日は、当該日が東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれにもあたらない場合とし、かつ解約申込日の翌営業日がユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれにもあたらない場合であることとします。そうでない場合には、その条件に該当する、当該10日以降の最も近い営業日を解約申込日とします。

なお、繰上償還が決定した場合、繰上償還決定後の途中解約のお申込みは、原則として受付けないものとします。判定日において繰上償還が決定した場合、前月の解約申込日の翌日以降当該判定日までに販売会社において受付けた解約申込は受付取消とし、繰上償還するものとします。

(b) 前記(a)の規定にかかわらず、受益者（受益者死亡の場合はその相続人、また破産の場合はその破産管財人等）は、次の特別な事由による場合に限り、毎営業日を解約申込日として、途中解約（特別解約）のお申込みをすることができます。ただし、解約申込日は、当該日が東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日またはフランスの祝休日のいずれにもあたらない場合とし、かつ解約申込日の翌営業日がユーロネクストの休業日またはフラン

スの祝休日のいずれにもあたらない場合であることとします。そうでない場合には、その条件に該当する、最も近い営業日を解約申込日とします。

- i. 受益者が死亡したとき
 - ii. 受益者が天災地変その他の不可抗力により財産の大部分を滅失したとき
 - iii. 受益者が破産手続開始決定を受けたとき
 - iv. 受益者が疾病により生計の維持ができなくなったとき
 - v. その他 i. から iv. に準ずる事由があるものとして委託会社が認めるとき
- (c) 受益者が途中解約のお申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。この場合において、受益者が、前記(b)に規定する事由によりそのお申込みをするときは、委託会社及び委託会社の指定する販売会社は、当該受益者に対し、当該事由を証する所定の書類の提示を求めることができるものとします。

2) 途中解約取扱期間と解約価額

- (a) 途中解約のお申込みの受付は、平成22年9月1日（水）以降平成26年12月10日（水）までの期間における月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午後3時まで（半日営業日の場合には午前11時）とさせていただきます。午後3時（半日営業日の場合には午前11時）を過ぎてのお申込みは翌営業日でのお取り扱いとさせていただきます。
- (b) 解約価額は、解約申込日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。
- (c) 解約代金は、解約申込日から起算して原則として7営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。
- (d) 解約価額は、組入債券の部分売却が可能である価格（時価）を基に算出しますので、償還時基準価額の計算方法は適用されません。
- (e) 当ファンドは毎月の途中解約及び特別な事由による途中解約(特別解約)が可能です。解約価額はお客様が既に受取られた分配金を考慮しても投資元本を下回る水準となる可能性が高いのでご注意ください。

3) 解約単位

1口単位とします。

4) 解約価額の照会方法

解約価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、解約価額は1口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの解約価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時
（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

5) 途中解約のお申込みの受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引停止または取引制限等、やむを得ない事情等*があるときは、委託会社の判断で途中解約のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた途中解約のお申込みの受付を取消することができます。

* 日経平均株価を構成する株式の20%以上の銘柄の取引停止または取引制限等、日経平均株価に関する先物取引の取引停止または取引制限等、及び主要投資対象とする円建債券の発行体や保証を与える金融機関、あるいは値付業者の破産または債務不履行等の状況となった場合等を指します。

- (b) 途中解約のお申込みの受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中解約申込を撤回できます。ただし、受益者がその途中解約申込を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、途中解約中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中

解約のお申込みの請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌々営業日の基準価額から当該基準価額に0.5%の率を乗じて得た信託財産留保額を差引いた額とします。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求をするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び信託約款に規定する借入有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権口数で除して得た金額をいいます。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより、日々変動します。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問い合わせることにより知ることができます。なお、基準価額は1口単位で表示されたものが発表されます。当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

（半日営業日は午前9時～午前11時半）

インターネットホームページ：<http://www.caam.co.jp>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は平成22年2月18日から平成27年2月10日までとします。ただし、後記「(5) その他

1) 信託の終了」に該当する場合、信託期間は前記満了日より前に終了することがあります。また、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときは、委託会社は受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

(4)【計算期間】

1) この信託の計算期間は、原則として毎年2月11日から8月10日及び8月11日から翌年2月10日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成22年8月10日までとします。

2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

1) 信託の終了

(a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるこ

とができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

- i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき（早期償還）
- ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が5万口を下回った場合（早期償還）
- iii. やむを得ない事情が発生したとき（早期償還）
- iv. 信託期間中において、主要投資対象である円建債券の発行体等の信用状況の著しい悪化もしくは債務不履行等があり当該円建債券を全て売却し、当ファンドの運用の基本方針に沿った運用ができなくなる様な場合または当該円建債券が法令あるいは税制の変更等により早期償還となる場合等真にやむを得ない事情が生じた場合には、信託契約を解約し信託を終了させます（早期償還）。
- v. 次の場合においては、繰上償還の判定日から1ヵ月後にこの信託契約を解約し、信託を終了させます（繰上償還）。
 - ・判定日（設定後約1年後以降年4回）における日経平均株価終値の水準が、予め定めた償還基準レベルを上回っている場合

委託会社は、前記に従い早期償還または繰上償還させる場合、以下の手続により行います。

- 1) 委託会社は、前記 i. から iii. の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - 2) 前記1) の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - 3) 前記1) の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
 - 4) 前記1) から3) までの規定は、下記に掲げる場合には適用しません。
 1. 前記 iv. 及び v. の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合
 2. 信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記1) から3) までの規定による信託契約の解除の手続きを行うことが困難な場合
 3. 委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をした場合
 - (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
 - (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2）信託約款の変更等」の(b)の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
 - (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 2) 信託約款の変更等

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。信託約款は、「2）信託約款の変更等」に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- (b) 委託会社は、前記(a)の事項（前記(a)の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容及びその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- (c) 前記(b)の書面決議において、受益者（委託会社及びこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- (d) 前記(b)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であつて、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (e) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (f) 前記(b)から(e)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- (g) 前記(a)から(f)の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合に係る一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- (h) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(g)までの規定に従います。
- 3) 反対者の買取請求権
当ファンドの信託契約の解約または前記「2）信託約款の変更等」に規定する重要な約款の変更等を行う場合においては、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、前記「1）信託の終了」の(a)の1)または前記「2）信託約款の変更等」の(b)に規定する書面に付記します。
- 4) 公告
委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。
- 5) 運用報告書の作成
委託会社は、毎計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。
- 6) 関係法人との契約の更改等に関する手續
販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。投資顧問会社との「投資顧問契約」にかかる契約の有効期間は、契約締結の日から、信託期間満了日または前記1)の信託の終了する日までとします。ただし、期間の途中においても必要があるときは、契約の一部を変更することができます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

① 収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

② 償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から受益者にお支払いします。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③ 途中解約（換金）請求権

- 1) 受益者は、1口単位で途中解約の実行を請求する権利を有します。
- 2) 解約代金は、解約申込日から起算して、原則として7営業日目から受益者にお支払いします。

④ 帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

⑤ 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または重要な約款の変更等を行う場合においては、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要」(5) その他「1) 信託の終了」の(a)の1)または前記「2) 信託約款の変更等」の(b)に規定する書面に付記します。

第4【ファンドの経理状況】

当ファンドの運用は、募集終了後平成22年2月18日から開始する予定であり、本書提出日現在、何ら資産を有していません。

当ファンドの会計監査は、あらた監査法人が行う予定です。

当ファンドの経理状況については、有価証券報告書に記載されます。

委託会社は、有価証券報告書に記載する当ファンドの経理状況を表示する信託財産にかかる財務諸表の作成にあたっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）及び投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）の定めるところにより、この財務諸表に財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（昭和32年大蔵省令第12号）に定める監査証明を添付することとしております。

1【財務諸表】

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

該当事項はありません。

第5 【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金	3億円
	発行株式総数	70,000株
	発行済株式総数	43,200株

直近5年間ににおける主な資本金の額の増減：

平成17年1月 4日 減資による資本金の減少額	7億1,000万円
平成21年6月30日 増資による資本金の増加額	5億円
平成21年6月30日 減資による資本金の減少額	5億円

(2) 委託会社の機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役1名を選任し、当該代表取締役を会長に、その他の取締役から代表取締役1名を選任し、当該代表取締役を社長に任命することができます。取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

<運用体制>

(i) 運用委員会

<各委員会、会議>

アセット・アロケーション委員会（毎月）

決定事項：世界の主要マーケットにおける経済、金利、通貨、企業収益及び株式市場等の最新情報を検討し、いわゆる トップ・ダウン方式によりグローバル・アセット・アロケーションを決定します。

アセット・アロケーション・ミーティング（四半期毎）

決定事項：調査インプットを再検討し、次四半期のアジアのアセット・アロケーションを決定します。

戦略会議（毎月）

決定事項：マクロ経済・投資環境分析と個別セクター・市場動向の分析・予測をします。

銘柄選択会議（毎月）

決定事項：投資対象リストを作成、更新します。

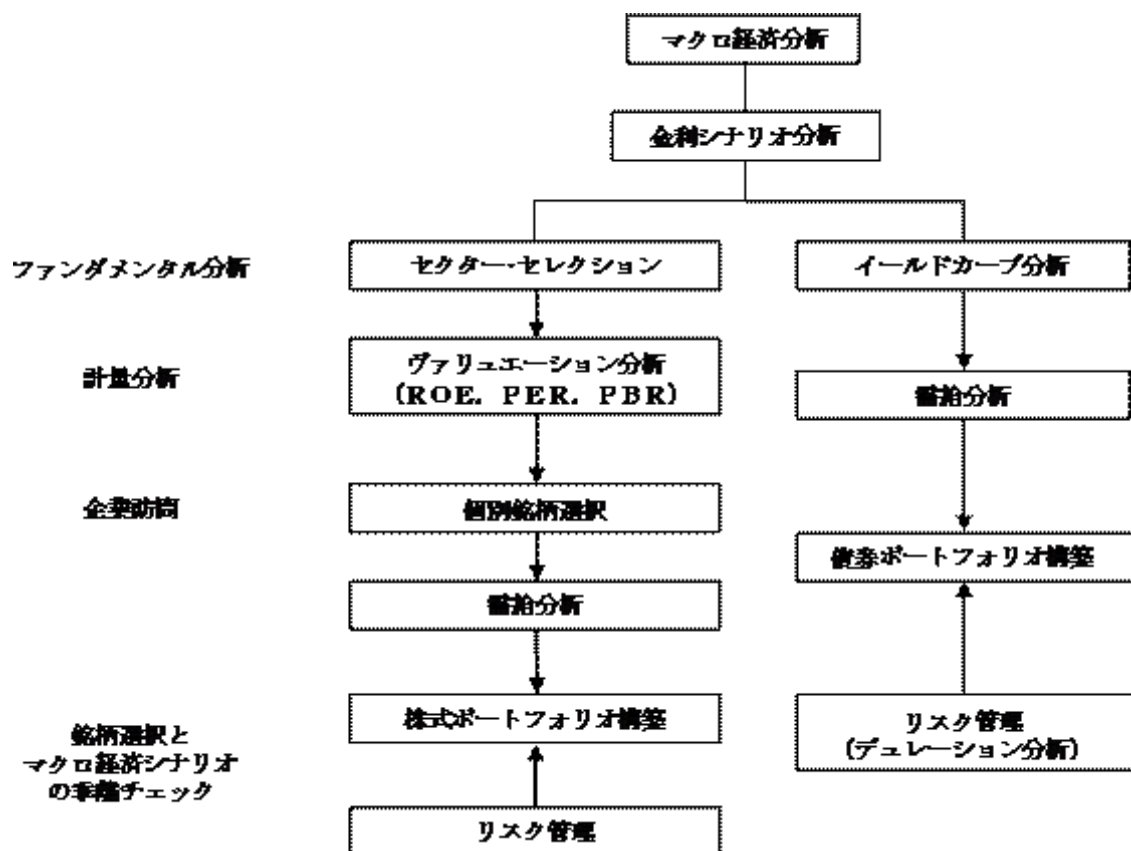
ウィークリー・ミーティング（毎週）

決定事項：直近の出来事や、前回の会議で予測不能であった事象などの投資環境への影響を討議します。討議の内容を各自ポートフォリオ調整に反映させ、組織としてのストラテジーの一貫性を維持します。

(ii) 意思決定プロセス

「グローバル・マクロ経済シナリオ」に基づき、以下の手順でポートフォリオの構築が行われ

ます。



＊＜運用体制＞は、委託会社が運用指図の権限を委託する投資顧問会社のものを含みます。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託者は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成21年11月末日現在、委託会社の運用する公募投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産額合計(百万円)
追加型株式投資信託	17	310,595
単位型株式投資信託	102	335,430
合計	119	646,025

3【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）については改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）及び第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人の監査を受けております。また、第25期中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人の中間監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,743,280	626,501
関係会社短期貸付金	210,000	-
前払費用	699,402	661,779
未収入金	24,651	17,590
未収委託者報酬	704,752	390,561
未収収益	*1 113,206	*1 74,644
繰延税金資産	351,586	372,728
立替金	*1 82,744	29,494
未収還付法人税等	-	132,022
未収消費税等	10,061	45,403
その他	69	99
流動資産合計	3,939,756	2,350,826
固定資産		
有形固定資産		
建物付属設備（純額）	*2 40,757	*2 73,647
器具備品（純額）	*2 60,361	*2 94,832
リース資産（純額）	-	*2 4,732
有形固定資産合計	101,118	173,212
無形固定資産		
ソフトウェア	4,860	9,871
電話加入権	584	584
無形固定資産合計	5,445	10,455
投資その他の資産		
投資有価証券	203,003	19,036
長期差入保証金	326,979	248,007
長期前払費用	3,095	2,142
関係会社株式	10,000	10,000
繰延税金資産	784,770	586,032
投資その他の資産合計	1,327,848	865,218
固定資産合計	1,434,412	1,048,887
資産合計	5,374,169	3,399,713
負債の部		
流動負債		
リース債務	-	979
預り金	*1 65,585	23,335
未払金	*1 583,202	244,327
未払手数料	409,247	196,354
その他未払金	173,955	47,972
未払費用	422,960	214,655
未払配当金	*1 445,370	-

未払法人税等	53,126	14,049
前受収益	2,550,772	2,482,840
賞与引当金	70,726	31,450
役員賞与引当金	15,525	5,550
流動負債合計	4,207,270	3,017,187
固定負債		
リース債務	-	3,753
退職給付引当金	28,616	38,734
固定負債合計	28,616	42,488
負債合計	4,235,887	3,059,675
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	395,012
資本剰余金合計	395,012	395,012
利益剰余金		
その他利益剰余金	446,944	△352,446
繰越利益剰余金	446,944	△352,446
利益剰余金合計	446,944	△352,446
株主資本合計	1,141,957	342,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 3,675	△2,528
評価・換算差額等合計	△ 3,675	△2,528
純資産合計	1,138,281	340,037
負債純資産合計	5,374,169	3,399,713

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	8,825,272	5,212,553
投資顧問料	*1 206,412	-
運用受託報酬	-	39,280
その他営業収益	*1 425,835	322,292
営業収益合計	9,457,520	5,574,127
営業費用		
支払手数料	4,974,756	2,898,032
広告宣伝費	284,112	207,568
調査費	697,315	459,384
調査費	106,581	56,841
委託調査費	*1 590,734	402,543
委託計算費	70,676	67,429
営業雑経費	700,370	526,385
通信費	*1 388,521	291,586
保険料	4,053	5,458
印刷費	300,621	222,420
諸会費	7,174	6,919
営業費用合計	6,727,231	4,158,801
一般管理費		
給料	1,221,755	1,275,547
役員報酬	130,052	162,190
給料・手当	845,497	971,558
役員賞与	65,653	41,389
賞与	180,553	100,408
福利厚生費	205,586	191,728
退職給付費用	77,028	75,106
交際費	16,889	9,914
旅費交通費	53,888	39,269
不動産賃借料	130,246	215,350
修繕費	41,734	12,617
固定資産減価償却費	17,212	37,874
消耗器具備品費	39,895	49,031
専門家報酬	68,411	32,554
諸経費	85,338	52,741
一般管理費合計	1,957,988	1,991,735
営業利益又は営業損失 (△)	772,300	△576,409
営業外収益		
受取利息	*1 1,902	*1 1,700
雑収入	4,541	4,937
営業外収益合計	6,444	6,637

営業外費用			
支払利息		26	-
為替差損		2,891	3,362
投資有価証券売却損		-	8,152
営業外費用合計		2,917	11,514
経常利益又は経常損失（△）		775,827	△581,286
特別損失			
固定資産除却損	*2	58,100	1,062
違約金損失		-	*2 27,867
特別損失合計		58,100	28,929
税引前当期純利益			
又は税引前当期純損失（△）		717,726	△610,215
法人税、住民税及び事業税		254,739	272
法人税等追徴税額		-	12,092
法人税等調整額		65,528	176,809
法人税等合計		320,268	189,174
当期純利益又は当期純損失(△)		397,458	△799,390

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	395,012	395,012
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	395,012	395,012
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	494,856	446,944
当期変動額		
剰余金の配当	△ 445,370	-
当期純利益		
又は当期純損失 (△)	397,458	△799,390
当期変動額合計	△ 47,912	△799,390
当期末残高	446,944	△352,446
利益剰余金合計		
前期末残高	494,856	446,944
当期変動額		
剰余金の配当	△ 445,370	-
当期純利益		
又は当期純損失 (△)	397,458	△799,390
当期変動額合計	△ 47,912	△799,390
当期末残高	446,944	△352,446
株主資本合計		
前期末残高	1,189,869	1,141,957
当期変動額		
剰余金の配当	△ 445,370	-
当期純利益又は当期純損失 (△)	397,458	△799,390
当期変動額合計	△ 47,912	△799,390

当期末残高	1,141,957	342,566
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	124	△3,675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,799	1,146
当期変動額合計	△ 3,799	1,146
当期末残高	△ 3,675	△2,528
評価・換算差額等合計		
前期末残高	124	△3,675
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,799	1,146
当期変動額合計	△ 3,799	1,146
当期末残高	△ 3,675	△2,528
純資産合計		
前期末残高	1,189,993	1,138,281
当期変動額		
剰余金の配当	△ 445,370	-
当期純利益又は当期純損失（△）	397,458	△799,390
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△ 3,799	1,146
当期変動額合計	△ 51,711	△798,243
当期末残高	1,138,281	340,037

重要な会計方針

項目	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は、全部資本直入法により 処理し、売却原価は移動平均法により 算定)	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 同左
2. 固定資産の減価 償却の方法	(1) 有形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により 償却しております。 (2) 無形固定資産 見積耐用年数に基づく定額法により 償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについ ては、社内における利用可能期間（3 年）に基づいております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く ） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く ） 同左 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価 額を零とする定額法により償却し ております。 なお、リース物件の所有権が借主に 移転すると認められるもの以外の ファイナンス・リース取引のうち、 リース取引開始日が平成20年4月1 日前に開始する事業年度に属する ものについては、通常の賃貸借取引 に係る方法に準じた会計処理に よっております。
3. 引当金の計上基 準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事 業年度末における退職給付債務及び 年金資産の見込額に基づき計上して おります。 なお、会計基準変更時差異（7,388千 円）については、15年による均等額を 費用処理しております。	(1) 退職給付引当金 同左
	(2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支 給見込額の当期負担額を計上してお ります。	(2) 賞与引当金 同左

4. リース取引の処理方法	(3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (1) リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(3) 役員賞与引当金 同左 —
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
—	(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。

表示方法の変更

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)

「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）の別紙様式に基づき、前事業年度において「現金」及び「預金」として掲記されていたものは当事業年度より「現金・預金」と表示し、また、前事業年度において「法人税等」と掲記されていたものは当事業年度より「法人税、住民税及び事業税」と表示しております。	前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。
---	--

注記事項

（貸借対照表関係）

第23期 （平成20年3月31日）	第24期 （平成21年3月31日）																						
＊1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収収益</td><td>79,980千円</td></tr> <tr> <td>立替金</td><td>15,756千円</td></tr> <tr> <td>未払金</td><td>211,701千円</td></tr> <tr> <td>未払配当金</td><td>445,370千円</td></tr> <tr> <td>預り金</td><td>13,301千円</td></tr> </table> ＊2 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物付属設備</td><td>1,405千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>23,931千円</td></tr> </table>	未収収益	79,980千円	立替金	15,756千円	未払金	211,701千円	未払配当金	445,370千円	預り金	13,301千円	建物付属設備	1,405千円	器具備品	23,931千円	＊1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれて いるものは以下のとおりであります。 <table> <tr> <td>未収収益</td><td>53,765千円</td></tr> </table> ＊2 有形固定資産の減価償却累計額 <table> <tr> <td>建物付属設備</td><td>13,594千円</td></tr> <tr> <td>器具備品</td><td>38,053千円</td></tr> <tr> <td>リース資産</td><td>163千円</td></tr> </table>	未収収益	53,765千円	建物付属設備	13,594千円	器具備品	38,053千円	リース資産	163千円
未収収益	79,980千円																						
立替金	15,756千円																						
未払金	211,701千円																						
未払配当金	445,370千円																						
預り金	13,301千円																						
建物付属設備	1,405千円																						
器具備品	23,931千円																						
未収収益	53,765千円																						
建物付属設備	13,594千円																						
器具備品	38,053千円																						
リース資産	163千円																						

(損益計算書関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
※1 関係会社との取引 営業収益 投資顧問料 131,735千円 その他営業収益 274,173千円 営業費用 委託調査費 132,968千円 通信費 243,487千円 営業外収益 受取利息 1,642千円 ※2 固定資産除却損58,100千円は、事務所の移転に伴い旧建物付属設備の除却を行ったものです。	※1 関係会社との取引 営業外収益 受取利息 1,671千円 ※2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の撤回にかかる違約金です。

(株主資本等変動計算書関係)

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 未払配当金

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通 株式	445,370	利益 剰余金	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額 (千円)	配当の 原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通 株式	313,000	利益 剰余金	13,491円37銭	平成20年 3月31日	平成20年 6月27日

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

- (3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

(リース取引関係)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
--	--

1. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 459	千円 6,428

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	1,377千円
1 年超	5,050千円
合計	6,428千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	459千円
減価償却相当額	459千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1 年内	1,377千円
1 年超	3,673千円
合計	5,051千円

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	1,377千円
減価償却相当額	1,377千円

(4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

第23期

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成20年3月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	209,200	203,003	△6,196
合 計		209,200	203,003	△6,196

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

該当事項はありません。

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価 を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合 計		23,300	19,036	4,263

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
198,047	1,287	9,440

（デリバティブ取引関係）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用しておりましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
(1) 退職給付債務（千円）	△69,569	△88,423
(2) 年金資産（千円）	37,504	46,732
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)（千円）	△32,064	△41,690
(4) 会計基準変更時差異の未処理額（千円）	3,447	2,955
(5) 貸借対照表計上額純額 (3)+(4)（千円）	△28,616	△38,734
(6) 前払年金費用（千円）	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)（千円）	△28,616	△38,734

3. 退職給付費用の内訳

	第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)
退職給付費用	77,028	75,106
(1) 勤務費用（千円）	*1 40,513	*1 62,024
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額（千円）	492	492
(3) 臨時に支払った割増退職金（千円）	36,023	12,590

（注）*1 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第23期 (平成20年3月31日)	第24期 (平成21年3月31日)
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳
繰延税金資産（千円）	繰延税金資産（千円）
前受収益 1,037,909	前受収益 1,010,267
その他 98,448	繰越欠損金 173,408
繰延税金資産小計 1,136,357 -	その他 64,458
評価性引当額	繰延税金資産小計 1,248,135
繰延税金資産合計 1,136,357	評価性引当額 289,373
	繰延税金資産合計 958,761

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 <table><tr><td>法定実効税率 （調整）</td><td>40.7%</td></tr><tr><td>交際費</td><td>0.7%</td></tr><tr><td>役員賞与</td><td>4.2%</td></tr><tr><td>その他</td><td>△1.0%</td></tr><tr><td>税効果会計適用後の 法人税等の負担率</td><td>44.6%</td></tr></table>	法定実効税率 （調整）	40.7%	交際費	0.7%	役員賞与	4.2%	その他	△1.0%	税効果会計適用後の 法人税等の負担率	44.6%	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。
法定実効税率 （調整）	40.7%										
交際費	0.7%										
役員賞与	4.2%										
その他	△1.0%										
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	44.6%										

（関連当事者情報）

第23期（自平成19年4月1日 至平成20年3月31日）

（1）親会社及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメント S.A.	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有直接 100%	兼任 1名	投資信託、投資顧問契約の再委任等	投資顧問料の受取	131,735	未収収益	12,339
								委託調査費（当社ファンドの運用委託費）等の支払	132,968	未払金	151,002
								その他営業収益（主に、情報提供、コンサルティング料）の受取	239,173	未収収益	57,500
								-	-	未払配当金	445,370

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 各社間の投資顧問料、運用委託費の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	千円 10,000	情報機器の保守管理業	所有直接 100%	兼任 2名	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等	通信費の支払	243,487	未払金	60,699
								資金の貸付	60,000	貸付金	210,000
								利息の受取	1,642	未収入金	1,140
								-	-	立替金	15,756
								-	-	預り金	13,301

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託料の支払については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（3）兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				

親会社の子会社	クレディ・アグリコルアセットマネジメントホンコンLtd.	中国ホンコン	千米ドル 1,300	投資顧問業	—	なし	投資顧問契約の再委任等	その他営業収益の受取	29,227	未収収益	5,234
								委託調査費等の支払	62,725	未払金	6,484
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・アセットマネジメント・オルタナティブ・インベストメンツLTD	バミューダ、ペンブローク	千ユーロ 10	投資信託委託業	—	なし	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	38,092	未払金	9,762
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント S.A.	フランス、パリ市	千ユーロ 78,077	投資顧問業	—	なし	投資顧問契約の再委任等	委託調査費等の支払	344,199	前払費用	663,677
										未払金	423
										未収入金 (注) 1	12,045

(注) 1. 未収入金は委託調査費の支払いに関するリベートであります。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

各社間の投資顧問料等の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
親会社	クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。
2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（3）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
----	--------	-----	--------------------	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

親会社の子会社	クレディ・アグリコル ストラクチャード・アセットマネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー（非上場）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（非上場）

（2）重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

(1株当たり情報)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
1株当たり純資産額	49,063円87銭	1株当たり純資産額	14,656円80銭
1株当たり当期純利益	17,131円83銭	1株当たり当期純損失	34,456円47銭
1株当たり当期純利益の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純利益	397,458千円	損益計算書上の当期純損失	799,390千円
普通株式に係る当期純利益	397,458千円	普通株式に係る当期純損失	799,390千円
差額	—	差額	—
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	23,200株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載していません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載していません。	

(重要な後発事象)

第23期 (自 平成19年4月 1日 至 平成20年3月31日)		第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	
該当事項はありません。		(重要な新株の発行及び資本金の減少) 当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。 (1)募集等の方法 株主割当による新株の募集。 (2)発行する株式の種類及び数 普通株20千株 (3)発行価格 1株につき50千円 (4)発行価額 1,000,000千円 (5)発行価額のうち資本金へ組入れる額 500,000千円 (6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額 500,000千円 (7)申込期日 平成21年4月16日 (8)払込期日 平成21年5月19日 (9)資金の使途 財務状態の強化。	

	ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。 (1)資本金の減少の目的 資本金の金額を維持するため。 (2)資本金の減少の方法 発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。 (3)減少する資本金の額 500,000千円 (4)減資の日程 取締役会決議日 平成21年4月16日 債権者異議申述公告日 平成21年4月24日 債権者異議申述最終期日 平成21年5月24日 効力発生日 平成21年6月30日
--	--

[次へ](#)

中間財務諸表

① 中間貸借対照表

		(単位：千円)
		第25期中間会計期間末
		(平成21年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		1,231,539
前払費用		655,458
未収入金		39,636
未収委託者報酬		789,771
未収収益		89,611
繰延税金資産		419,389
立替金		15,197
その他		124
流動資産合計		3,240,728
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	*1	64,923
器具備品（純額）	*1	83,115
リース資産（純額）	*1	4,243
有形固定資産合計		152,282
無形固定資産		
ソフトウェア		10,667
電話加入権		584
無形固定資産合計		11,252
投資その他の資産		
投資有価証券		16,471
長期差入保証金		248,407
長期前払費用		1,666
繰延税金資産		531,121
投資その他の資産合計		797,666
固定資産合計		961,201
資産合計		4,201,929

（単位：千円）

第25期中間会計期間末 （平成21年9月30日）	
負債の部	
流動負債	
リース債務	979
預り金	21,007
未払金	386,669
未払手数料	325,784
その他未払金	60,884
未払費用	148,043
未払法人税等	3,164
未払消費税等	*2 12,011
前受収益	2,275,898
賞与引当金	133,232
役員賞与引当金	23,511
流動負債合計	3,004,516
固定負債	
リース債務	3,264
退職給付引当金	28,990
固定負債合計	32,254
負債合計	3,036,771
純資産の部	
株主資本	
資本金	300,000
資本剰余金	
資本準備金	1,042,566
資本剰余金合計	1,042,566
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	△177,391
利益剰余金合計	△177,391
株主資本合計	1,165,175
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△16

評価・換算差額等合計	△16
純資産合計	1,165,158
負債純資産合計	4,201,929

② 中間損益計算書

	(単位：千円)
	第25期中間会計期間 (自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	2,471,777
運用受託報酬	19,968
その他営業収益	122,393
営業収益合計	2,614,138
営業費用及び一般管理費	*1 2,788,468
営業損失（△）	△174,329
営業外収益	
受取利息	3
雑収入	11,007
営業外収益合計	11,010
営業外費用	
為替差損	5,731
投資有価証券売却損	1,454
営業外費用合計	7,185
経常損失（△）	△170,504
税引前中間純損失（△）	△170,504
法人税、住民税及び事業税	1,146
法人税等調整額	5,740
法人税等合計	6,887
中間純損失（△）	△177,391

③ 中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

第25期中間会計期間 （自 平成21年4月 1日 至 平成21年9月30日）	
株主資本	
資本金	
前期末残高	300,000
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
資本金から準備金への振替	△ 500,000
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	300,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	395,012
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
資本金から準備金への振替	500,000
準備金から剰余金への振替	△ 352,446
当中間期変動額合計	647,553
当中間期末残高	1,042,566
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
準備金から剰余金への振替	352,446
欠損填補	△ 352,446
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	-
資本剰余金合計	
前期末残高	395,012
当中間期変動額	
新株の発行	500,000
資本金から準備金への振替	500,000
準備金から剰余金への振替	-
欠損填補	△ 352,446
当中間期変動額合計	647,553
当中間期末残高	1,042,566
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
前期末残高	△ 352,446
当中間期変動額	
欠損填補	352,446

中間純損失（△）	△ 177,391
当中間期変動額合計	175,054
当中間期末残高	△177,391
利益剰余金合計	
前期末残高	△ 352,446
当中間期変動額	
欠損填補	352,446
中間純損失（△）	△ 177,391
当中間期変動額合計	175,054
当中間期末残高	△ 177,391
株主資本合計	
前期末残高	342,566
当中間期変動額	
新株の発行	1,000,000
資本金から準備金への振替	-
準備金から剰余金への振替	-
欠損填補	-
中間純損失（△）	△ 177,391
当中間期変動額合計	822,608
当中間期末残高	1,165,175
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	△ 2,528
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,511
当中間期変動額合計	2,511
当中間期末残高	△ 16
評価・換算差額等合計	
前期末残高	△ 2,528
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,511
当中間期変動額合計	2,511
当中間期末残高	△ 16
純資産合計	
前期末残高	340,037
当中間期変動額	
新株の発行	1,000,000
資本金から準備金への振替	-
準備金から剰余金への振替	-
欠損填補	-
中間純損失（△）	△177,391
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	2,511
当中間期変動額合計	825,120
当中間期末残高	1,165,158

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	第25期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	(1)有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 (2)無形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。 (3)リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
3. 引当金の計上基準	(1)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

4. その他中間財務諸表作成の
ため
の基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

第25期中間会計期間末 (平成21年9月30日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物付属設備	22,318千円
器具備品	52,987千円
リース資産	652千円
*2 消費税等の取扱い	
仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「未払消費税等」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

第25期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
*1 減価償却実施額	
有形固定資産	24,148千円
無形固定資産	2,659千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末株 式数（株）	当中間会計期間 増加株式数 （株）	当中間会計期間 減少株式数 （株）	当中間会計期間 末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）	23,200	20,000	-	43,200
合計	23,200	20,000	-	43,200

（注）普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、平成21年6月30日の株主割当による新株の発行による増加であります。

(リース取引関係)

第25期中間会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1)リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2)リース資産の減価償却の方法

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1)リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び当中間会計期間末残高相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	当中間会計期間末残高相当額 (千円)
器具備品	6,888	2,525	4,362

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料当中間会計期間末残高が有形固定資産の当中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2)未経過リース料当中間会計期間末残高相当額

1年内	1,377千円
1年超	2,984千円
合計	4,362千円

(注) 未経過リース料当中間会計期間末残高相当額は、未経過リース料当中間会計期間末残高が有形固定資産の当中間会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3)支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	688千円
減価償却費相当額	688千円

(4)減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

（有価証券関係）

第25期中間会計期間末（平成21年9月30日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
その他	16,500	16,471	△28
合計	16,500	16,471	△28

（注）有価証券は当中間会計期間末日の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

（デリバティブ取引関係）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（1株当たり情報）

第25期中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日)	
1株当たり純資産額	26,971円26銭
1株当たり中間純損失	5,316円86銭
1株当たり中間純損失の算定の基礎	
中間損益計算書上の中間純損失	177,391千円
普通株式に係る中間純損失	177,391千円
差額	—
期中平均株式数	
普通株式	33,364株
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式の発行が無い ため、記載しておりません。	

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます）。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、本書提出前1年以内において、訴訟事件その他会社に重要な影響を与えた事実及び重要な影響を与えることが予想される事実は存在していません。

委託会社の営業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

- ・名称 三菱UFJ信託銀行株式会社
- ・資本金の額 324,279百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

- ・名称 静銀ティーエム証券株式会社
- ・資本金の額 3,000百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

- ・名称 アムンディ インベストメント・ソリューションズ
- ・資本金の額 78,077,120ユーロ（10,238百万円@131.13円 平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 フランス籍の会社であり、ストラクチャード商品をはじめ、オルタナティブ商品等にかかる投資顧問業務及びその業務に付帯する一切の業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

信託財産の管理・保管業務を行い、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の委託会社への交付、また信託財産に関する報告書を作成し委託会社への交付を行います。なお、信託事務の一部につき日本マスタートラスト信託銀行株式会社に委託することができます。

再信託受託会社の概要

- ・名称 日本マスタートラスト信託銀行株式会社
- ・資本金の額 10,000百万円（平成21年3月31日現在）
- ・事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社として募集の取扱及び販売を行い、信託契約の一部解約に関する事務、一部解約金及び収益分配金ならびに償還金の支払に関する事務等を行います。

(3) 投資顧問会社

当ファンドに関して、委託会社より運用の指図に関する権限を委託され、信託財産の運用を行います。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

(3) 投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙に委託会社の名称及びロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの愛称及び基本的性格を記載します。また、金融商品取引法に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）である旨を記載することがあります（請求目論見書の場合）。
- (2) 目論見書の表紙裏に「投資信託についての一般的な留意事項」及び「金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項」を記載することがあります。また、有価証券届出書 第三部の内容を記載した目論見書（請求目論見書）は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができる旨を記載します。
- (3) 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約または図表化したものを「ファンドの概要」として、目論見書の冒頭(巻末)に記載します。
- (4) 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の記載内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記

載することがあります。

また、「第二部 ファンド情報」の情報の一部をグラフ化して目論見書に記載することがあります。

- (5) 目論見書の巻末に用語解説等を掲載することがあります。
- (6) 目論見書の巻末に信託約款の全文を記載します。本有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」の詳細な内容については、当該約款を参照することで、本有価証券届出書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。
- (8) 目論見書は目論見書の別称として次を使用する場合があります。
 - 「投資信託説明書（目論見書）」
 - 「投資信託説明書（交付目論見書）」
 - 「投資信託説明書（請求目論見書）」
- (9) 交付目論見書（金融商品取引法第13条第2項第1号の規定に基づく目論見書）に請求目論見書（金融商品取引法第13条第2項第2号の規定に基づく目論見書）を添付することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(※) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月18日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成21年4月1日から平成21年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（※）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。